

標準仕様書の反映検討に関するWT 第2回WT-事務局資料-

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改定
に向けた調査研究等一式

2026/9/28



第2回標準仕様書の反映検討に関するWT -次第-

<日時・場所>

令和8年9月28日（月） 14:00～17:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 本日のWTの議論範囲

2. 全国意見照会で寄せられた2.4版の改定想定箇所に対する意見の反映内容の協議

III. 閉会

<配布資料>

資料1 第2回標準仕様書の反映検討に関するWT 事務局資料（本紙）

資料2 全国意見照会回答票（生活保護システム）

資料3 全国意見照会回答票（レセプト管理システム）

資料4 WT構成員名簿

第2回WTの目的・ゴール

- 本日の第2回WTは、2.4版で改定を想定していた箇所に対して全国意見照会で寄せられた意見について、標準仕様書への反映内容を議論し決定したいと考えております。

本日の目的・ゴール

本日の議題

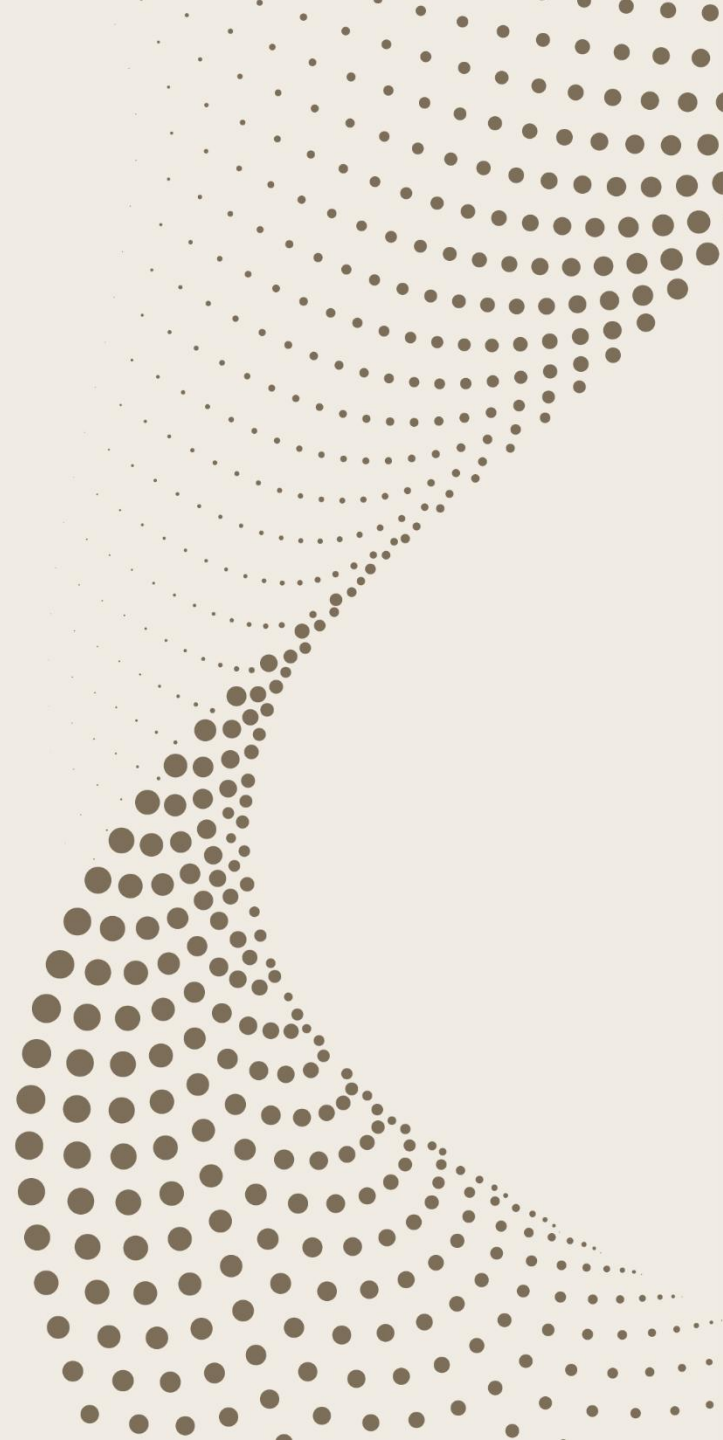
1 本日のWTの議論内容について、理解いただく。

2 2.4版で改定を想定していた箇所に対して、全国意見照会で寄せられた意見について、標準仕様書への反映内容を議論し決定する。

> 本日のWTの議論範囲

> 全国意見照会の反映方針・反映内容の協議

1. 本日の検討会の議論範囲



1.1. 意見照会・自治体ヒアリング等を踏まえた本日の検討会の議論範囲

- 本日は標準仕様書2.4版の改版箇所に対する意見について議論します。

	議論テーマ	アジェンダ	ゴール
第1回WT	WTの進め方	- 標準仕様書の反映検討に関するWTと未来の業務のあり方WTの検討スケジュール - 標準仕様書の反映検討に関するWTの各検討テーマと進め方、検討範囲	標準仕様書の反映検討に関するWTの検討範囲、検討の進め方、WT各回のアジェンダとスケジュールを合意する。
【本日】 第2回WT	2.4版の改定箇所に対する意見の検討	標準仕様書2.4版の改定箇所に対する全国意見照会の意見の反映内容（※1）	- 議論対象の意見について、反映有無と反映内容を合意する。 - 第2回WTで結論が出ず、第3回WTで継続議論する意見を明確にする。
第3回WT (10月上旬)	標準仕様書の既存箇所への意見の検討	標準仕様書の既存箇所に対して、全国意見照会や自治体委員ヒアリング、委員からの個別意見として集まった意見の反映内容（※1）	- 議論対象の意見について、反映有無と反映内容を合意する。 - 第3回WTで結論が出ず、第4回WTで継続議論する意見を明確にする。
	2.4版の改定箇所に対する意見の検討	標準仕様書2.4版の改定箇所に対する全国意見照会の意見のうち、第2回WTで結論が出なかった意見の反映内容	継続議論した意見の反映内容について合意する。
第4回WT (10月下旬)	経過措置に関する検討	経過措置（未実装機能・帳票、残存機能・帳票）に関する標準仕様書への反映内容（※2）	- 標準仕様書への反映内容について合意する。 - 次年度以降も継続議論が必要な機能・帳票を明確にする。
	標準仕様書の既存箇所への意見の検討	標準仕様書の既存箇所に対する意見のうち、第3回WTで結論が出なかった意見の反映内容	継続議論した意見の反映内容について合意する。
第5回WT (11月中旬)	WTのまとめ	標準仕様書2.4版（案）への最終的な反映内容、次年度に向けて継続検討する内容（※3）	標準仕様書2.4版（案）への反映内容、次年度に向けて継続検討する内容を合意する。

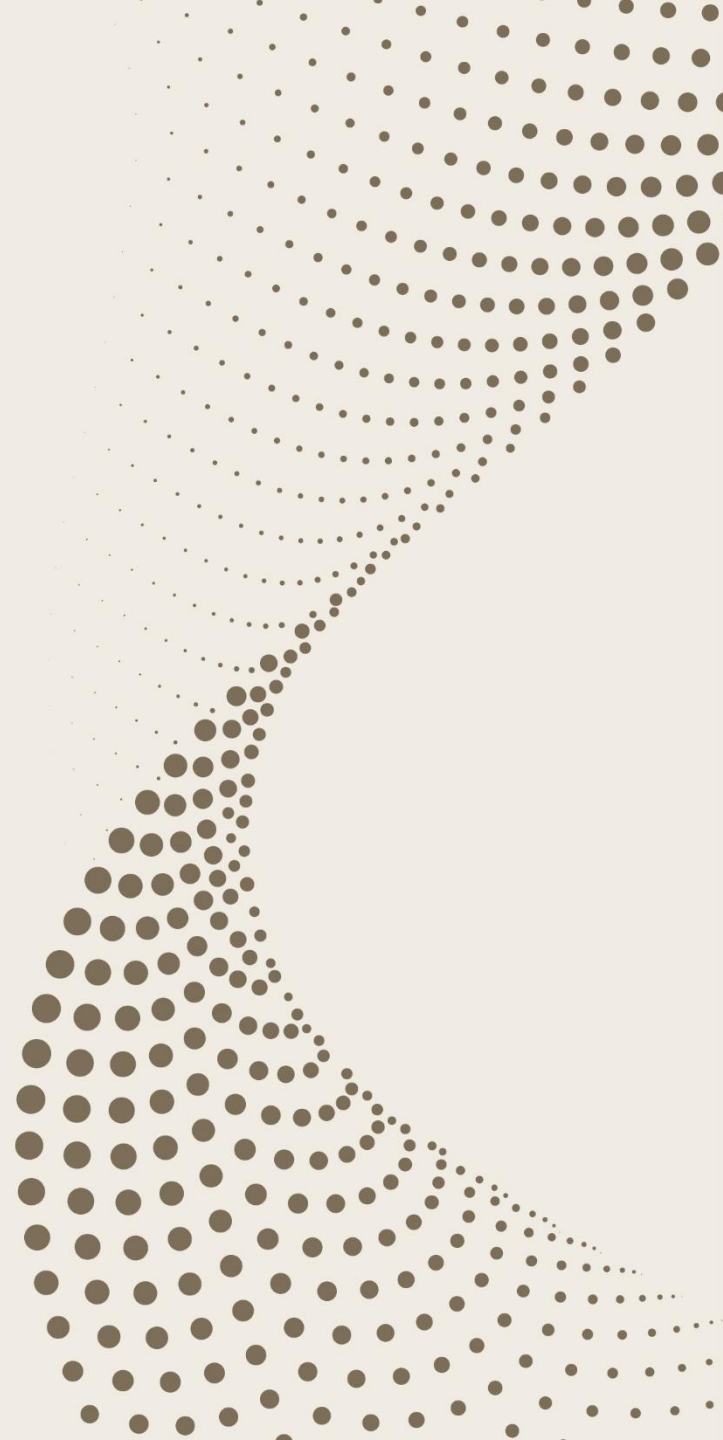
※1 WT構成員に事務局の反映案を事前送付し、疑義のある部分のみ議論を行う想定。なお、結論が出ないものは次回のWTで再度議論の想定。

※2 事務局とベンダーとの事前調整を踏まえた標準仕様書への反映内容の案について、議論を行う想定。

特に、要件上の疑義の解消と適合基準日の延伸を行っても、ベンダーが開発できない機能を標準オプションに変更することについて議論を行う想定。

※3 第4回検討会で標準仕様書2.4版について承認を得ることができるよう、WTにおいても合意形成を行う想定。

2.全国意見照会の反映方針・反映内容の協議



2.1. 全国意見照会の照会範囲内容

- 標準仕様書2.4版において改定を想定している、標準化PMOツールで寄せられた意見への対応、正誤表で修正箇所を公表した内容の反映について、全国の自治体や生活保護システム構築事業者に対して全国意見照会を実施しました。

第2回有識者検討会資料 再掲

全国意見照会における照会範囲

改定内容	分類
- 機能・帳票要件における機能要件、機能要件中の管理項目の表現の修正 - 帳票レイアウトにおけるシステム印字項目の位置の修正 - 帳票詳細要件におけるシステム印字項目の印字編集条件の変更	標準化PMOツールで受領した意見の反映
- 帳票レイアウト「戸籍謄本等発行依頼書（住民票の写し・住民票の除票の写し）」の一部修正 - 保健指導情報に関する機能要件の表現の修正	正誤表による修正箇所の反映

標準仕様書2.4版 改定内容（イメージ）

機能・帳票要件

[illegible]

帳票レイアウト

[illegible]

帳票詳細要件

[illegible]

2.2. 全国意見照会の反映に向けた検討ステップ

- 全国意見照会で収集した意見のうち、検討会の自治体委員にも協力を頂いたうえで、WTで議論する事項を選定しました。
- 本日のWTでは、2.4版において改定を想定していた箇所に対する意見のうち、議論対象の意見1件ごとに、標準仕様書への反映要否や反映の内容に関する議論を行います。

全国意見照会で
収集した意見の
事前整理

【事務局作業】

- ・ 今回の意見照会で収集した意見について、2.4版の改定箇所に対する意見、それ以外の既存箇所の意見が分類を実施
- ・ 収集した意見のうち、意見内容の深掘りが必要な意見について、意見発出自治体に対して追加の聞き取りを実施
- ・ 収集した意見を一つ一つ確認し、議論すべき意見の選択・意見への対応方針・標準仕様書の修正案・検討会での議論事項を作成

【自治体委員作業】

- ・ 全国意見照会で収集した意見について、検討会で議論すべき意見を選択し、事務局へ提示
- ・ 意見に対する標準仕様書の反映内容の事務局案について、疑義の有無を確認

WTにおける
議論対象

✓ **標準仕様書に対して寄せられた意見（2.4版における改定箇所に対する意見・それ以外の既存箇所の意見）のうち、以下のいずれかに該当する意見について、一件ごとに反映要否および反映内容の議論を行います。**

- ① **標準的な生活保護業務を行うために標準仕様へ追加すべきか、複数自治体の業務運用に支障をきたすことがないように標準仕様へ追加すべきか判断が難しい意見**
- ② **検討会の自治体委員から議論するべきと意見のあった意見**

※ 意見および理由等の記載内容を踏まえて、誤記や整合性の修正に該当するもの、法制度や業務運用を踏まえて標準仕様書へ明らかに反映すべき意見については議論せず、事務局において反映作業を行う想定です。

また、既存の標準仕様書の内容で実現できると確認できた意見、個別ベンダーのシステム仕様に関する意見、要件に対する質問、標準化全体動向に関する意見と判断したものは、標準仕様書への反映を行わないものとして、議論は行わない想定です。

標準仕様書2.4版
の確定

【事務局作業】

- ・ 第5回WTまでの議論を通じて、令和9年1月末に公表する標準仕様書2.4版を作成

2.3. 全国意見照会における自治体意見への事務局対応案 作成の考え方（医療扶助・介護扶助関係）

- 全国意見照会における自治体意見への事務局対応案は、以下の考え方で作成しています。

類型	対応案の考え方
以下のいずれにも該当しない意見	反映する または 反映要否検討にあたっての意見を伺う。
医療券・調剤券 (送付書・受領書を含む) に関する意見	紙の医療券・調剤券の発行が前提となっている意見については、オンライン資格確認の積極的な活用を推進する観点から、反映しない。
要否意見書 に関する意見	医療要否意見書の意義について医療扶助・健康管理支援等に関する検討会で精査を行っているため、現時点では反映を行わない。
押印の取扱 に関する意見	紙の医療券・調剤券等の押印欄の削除を求める意見については、当該印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していないと想定されることから、反映しない。
保健指導情報の管理等 に関する意見	保健指導情報の管理に使用するシステムの一本化を求める意見については、 ・ 従来より自治体の運用に応じた選択ができる仕様としていたことを踏まえ、一本化は行わない。 ・ その上で、意見の趣旨を踏まえ、現行、生活保護システム／生活保護版レセプト管理システムともに管理できる機能を備えるよう求めているところ、一定の条件下でいずれかのシステムのみで当該機能を備えることとしても差し支えない旨を、標準仕様書上に追記する。

2.4. 全国意見照会の結果共有（生活保護システム）

- 自治体委員の皆様からのご意見と事務局での精査を踏まえて、生活保護システム標準仕様書に対する意見の中で、2.4版改定箇所に対する意見で101件、改定箇所以外に対する意見で174件を、WTで議論を実施します。

種別		2.4版の改定内容に関する意見				2.4版の改定内容以外に関する意見				意見分類ごとの意見の合計 (④+⑧)
意見分類		① 機能要件	② 帳票レイアウト・帳票 詳細要件	③ その他	④合計 (①+②+③)	⑤ 機能要件	⑥ 帳票レイアウト・帳票 詳細要件	⑦ その他	⑧合計 (⑤+⑥+⑦)	
標準仕様書2.4版の改定に向けたWTの検討対象の意見	標準的な生活保護業務を行うため、または複数自治体の業務運用に支障をきたすことがないように標準仕様へ追加すべきか判断が難しい意見	41	60	0	101	36	113	25	174	275
標準仕様書2.4版に反映する意見	法令や通知等の明らかな根拠に基づいた意見、または意見内容や根拠等を踏まえて複数自治体に有用であることが明らかな意見	1	1	0	2	3	3	2	8	10
	明らかな誤記に対する修正意見	0	1	0	1	2	2	3	7	8
標準仕様書2.4版に反映しない意見	個別ベンダーの生活保護システムの製品仕様に対する意見	0	3	1	4	2	3	13	18	22
	既に標準仕様書上に実現済みの意見	0	2	0	2	2	1	0	3	5
	標準化全体動向に関する意見	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	標準仕様書の内容に関する質問	0	5	1	6	0	0	0	0	6
意見の全数（上記意見分類ごとの意見数の合計）		42	72	2	116	45	122	44	211	327

※ 表内の数値は意見の件数を示し、同一の機能要件・帳票に対する意見であっても、内容が異なる場合は別件として計上している。

2.4. 全国意見照会の結果共有（レセプト管理システム）

- 自治体委員の皆様からのご意見と事務局での精査を踏まえて、レセプト管理システム標準仕様書に対する意見の中で、2.4版改定箇所に対する意見で9件、改定箇所以外に対する意見で0件を、WTで議論を実施します。

種別		2.4版の改定内容に関する意見				2.4版の改定内容以外に関する意見				意見分類ごとの意見の合計 (④+⑧)
意見分類		① 機能要件	② 帳票レイアウト・帳票 詳細要件	③ その他	④合計 (①+②+③)	⑤ 機能要件	⑥ 帳票レイアウト・帳票 詳細要件	⑦ その他	⑧合計 (⑤+⑥+⑦)	
標準仕様書2.4版の改定に向けたWTの検討対象の意見	標準的な生活保護業務を行うため、または複数自治体の業務運用に支障をきたすことがないように標準仕様へ追加するべきか判断が難しい意見	9	0	0	9	0	0	0	0	9
標準仕様書2.4版に反映する意見	法令や通知等の明らかな根拠に基づいた意見、または意見内容や根拠等を踏まえて複数自治体に有用であることが明らかな意見	0	0	1	1	0	0	0	0	1
	明らかな誤記に対する修正意見	0	0	0	0	0	0	0	0	0
標準仕様書2.4版に反映しない意見	個別ベンダーの生活保護システムの製品仕様に対する意見	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	既に標準仕様書上に実現済みの意見	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	標準化全体動向に関する意見	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	標準仕様書の内容に関する質問	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意見の全数（上記意見分類ごとの意見数の合計）		9	0	1	10	0	0	0	0	10

※ 表内の数値は意見の件数を示し、同一の機能要件・帳票に対する意見であっても、内容が異なる場合は別件として計上している。

2.5. 本検討会の議論事項の概要（生活保護システム 機能要件 1/3）

- 事前整理を踏まえ、機能要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。
（本資料において、機能要件や帳票に対して同一の意見が寄せられた場合は、まとめて一つ意見として扱い、記載しております。）

No	分類	改定種別	意見対象 (機能ID)	意見内容（一部抜粋）
1	他法活用	・ 追加	・ 0213049	・ どのような機能を実現できれば要件を満たすのか、機能要件について詳細に記述していただきたい。
2	給付券作成	・ 修正	・ 0210398	・ 「要件の考え方・理由」の記載内容を削除いただきたい。
3	債権登録・ 納入済通知書 (納付書)	・ 修正	・ 0211522	・ 「要件の考え方・理由」の内容を「新機能要件」に追記いただき、適合基準日を変更いただきたい。
				・ 扶助額のうち一部を自動計算、一部を手動計算（手入力）可能とすること。
4		・ 修正	・ 0213052	・ 分割納付を認める場合がある。①分割前の元債権の消込機能、②分割後の納期限で各債権を別個に調定する機能、③別個に調定した債権の附番を枝番号にする機能が必要となる。
5		・ 修正	・ 0213053	・ 事実上の分納を認める場合がある。①分納後の納期限で納付書を発行する機能が必要となる。
6		・ 修正	・ 0213045	・ 事実上の分納を認める場合がある。その場合、①分納後の納期限で納付書を発行する機能、②法第78条の2に基づく充当を認める場合、納付書の発行停止を選択できる機能、③分納後の納期限ごとに枝番号管理できる機能が必要となる。
7		・ 修正	・ 0213054	・ 事実上の分納を認める場合がある。その場合、①分納後の納期限で納付書を発行する機能、②法第78条の2に基づく充当を認める場合、納付書の発行停止を選択できる機能、③分納後の納期限ごとに枝番号管理できる機能が必要となる。
8		・ 修正	・ 0213055	・ 自治体内での会計科目、会計主管、会計年度等の管理項目の追加をお願いしたい。
				・ 管理項目の記載を削除いただきたい。
9		・ 追加	・ 0213058	・ 「要件の考え方・理由」の2つめの中点を削除していただき、帳票レイアウト、帳票要件において、記載の4つの項目について必須項目として定義していただきたい。
				・ 印字しないものを管理する必要はないので削除していただきたい。

2.5. 本検討会の議論事項の概要（生活保護システム 機能要件 2/3）

■ （前項と同じ）

No	分類	改定種別	意見対象 (機能ID)	意見内容（一部抜粋）
10	債権登録・ 納入済通知書 (納付書)	・ 修正	・ 0213056	事実上の分納を認める場合がある。その場合、①分納後の納期限で納付書を発行する機能、②法第78条の2に基づく充当を認める場合、納付書の発行停止を選択できる機能、③分納後の納期限ごとに枝番号管理できる機能が必要となる。
				自治体内での会計科目、会計主管、会計年度等の管理項目の追加をお願いしたい。
				管理項目の記載を削除いただきたい。帳票詳細要件に記載があるのであれば、こちらへの記載は不要である。
11		・ 追加	・ 0213057	「要件の考え方・理由」の2つめの中点を削除していただき、帳票レイアウト、帳票要件において、記載の4つの項目について必須項目として定義していただきたい。
				事実上の分納を認める場合がある。その場合、①分納後の納期限で納付書を発行する機能、②法第78条の2に基づく充当を認める場合、納付書の発行停止を選択できる機能、③分納後の納期限ごとに枝番号管理できる機能が必要となる。
				印字しないものを管理する必要はないので削除していただきたい。印字をしないのであれば管理も不要になるため。
12		・ 修正	・ 0213059	自治体内での会計科目、会計主管、会計年度等の管理項目の追加をお願いしたい。
				管理項目の記載を削除いただきたい。帳票詳細要件に記載があるのであれば、こちらへの記載は不要である。
13		・ 追加	・ 0213060	「要件の考え方・理由」の2つめの中点を削除していただき、帳票レイアウト、帳票要件において、記載の4つの項目について必須項目として定義していただきたい。機能要件と帳票要件に矛盾が発生するため。
				印字しないものを管理する必要はないので削除していただきたい。印字をしないのであれば管理も不要になるため。

2.5. 本検討会の議論事項の概要（生活保護システム 機能要件 3/3）

■ （前項と同じ）

No	分類	改定種別	意見対象 (機能ID)	意見内容（一部抜粋）
14	健診情報・保健 指導情報	・ 追加	・ 0213051	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
15		・ 修正	・ 0213044	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
16		・ 修正	・ 0211918	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
17		・ 修正	・ 0211919	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
18		・ 修正	・ 0213041	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
19		・ 修正	・ 0213042	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
20		・ 修正	・ 0212015	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
21		・ 修正	・ 0212016	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
22		・ 修正	・ 0211572	・ 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。
23		・ 修正	・ 0211597	・ 実装区分をオプションに変更いただきたい。

2.5. 本検討会の議論事項の概要（生活保護システム 帳票レイアウト）

- 事前整理を踏まえ、帳票詳細要件に対するレイアウトの修正、システム印字項目の追加や修正等の意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

（本資料において、機能要件や帳票に対して同一の意見が寄せられた場合は、まとめて一つ意見として扱い、記載しております。）

No	分類	意見対象（帳票名称）
1	調査	• 21_29条調査依頼書（銀行本店一括）
2		• 25_29条調査依頼書（生命保険一括）
3		• 34_戸籍謄本等発行依頼書戸籍謄本等発行依頼書（住民票の写し・住民票の除票の写し）
4		• 34_戸籍謄本等発行依頼書戸籍謄本等発行依頼書（戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し）
5		• 34_戸籍謄本等発行依頼書戸籍謄本等発行依頼書（戸籍・原戸籍・除籍）
6	医療・介護	• 19_検診料請求書
7		• 94_生活保護法医療券・調剤券
8		• 97_医療券受領書
9		• 106_調剤券送付書
10		• 109_医療要否意見書（所要経費概算見積書）
11		• 115_施術券（あん摩・マッサージ）
12		• 116_施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）
13		• 128_ジェネリック通知書
14	面接	• 13_面接記録票
15	保護廃止・停止	• 70_保護廃止（停止）通知書
16	返還金	• 171_返還金督促状

2.6. 本検討会の議論事項の概要（レセプト管理システム 機能要件）

- 事前整理を踏まえ、機能要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。
（レセプト管理システムにおいては、帳票に対する意見はないため、機能要件に関する意見の議論のみとなる）

No	分類	改定種別	意見対象 (機能ID)	意見内容（一部抜粋）
1	健診情報・ 保健指導 情報	・ 修正	・ 0350220	・ 【結果解釈コード】【検査基準下限値】【検査基準上限値】全てが実装必須機能と言うのは過剰な内容だと感じます。
2		・ 追加	・ 0350221	・ 具体的な機能要件が分からない。
				・ 記述が端的過ぎるため要件が不明
				・ 対象者のデータの具体的な項目がわからない
3		・ 追加	・ 0350222	・ 機能要件に書かれている内容の意味がわからない。
4		・ 修正	・ 0350218	・ 遅れているIFの公開は何時になるのか。
				・ Input元となるシステムが明示されなければ機能並びにIF設計が行えません。
5		・ 修正	・ 0350219	・ 遅れているIFの公開は何時になるのか。
				・ Input元となるシステムが明示されなければ機能並びにIF設計が行えません。

2.7. 本検討会の議論事項（1/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213049	他法活用確認・確認結果の登録	■ 機能要件の内容 以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・裁定年月日 ・受給権発生年月日 ■ 備考（改版説明） 【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	(意見発出者：ベンダー) ・ どのような機能を実現できれば要件を満たすのか、機能要件について詳細に記述していただきたい。「PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加」のみでは記述が端的過ぎるため要件が不明。	・ 医療や障害にかかる現在保有している他法の登録と少々混乱しますが、当該項目が年金にかかる裁定年月日、受給権発生日であるならば、他法として登録とするのが良いのか、収入として管理する年金の認定の際に当該管理項目が併せて保有できたほうが良いのか、悩ましい。（東大阪市）	反映する	・ 要件の考え方・理由に以下を追記する。 (追記内容) 被保護者の他法他施策の活用可否の確認結果を登録するための機能であり、基本データリストで定義しているデータ項目ID:021-03504「裁定年月日」、データ項目ID:021-03505「受給権発生年月日」をシステム上で登録・修正・削除・照会するための機能である。
0210398	給付券作成	■ 機能要件の内容 以下の帳票を作成できること。 ・生活保護法給付券受領書～帳票名は一部省略～ ■ 要件の考え方・理由 施術券だけでなく、医療券や調剤券等の出力時に生活保護法給付券受領書を出力し、生活保護法給付券受領書で受領確認を行う運用も想定している	(意見発出者：ベンダー) ・ 「要件の考え方・理由」の記載内容を削除いただきたい。 「医療券、調剤券の送付書、受領書」については「機能ID：0210313」で記載されていることと、帳票要件にも「医療券、調剤券の送付書、受領書」が「給付券の送付書、受領書」とは別に定義されているため。本記載の内容だと「医療券、調剤券の送付書、受領書」として「給付券の送付書、受領書」を使用できることとなり、上記の要件と矛盾する状態となるため。	・ 意見発出者の事業者がいう「医療券、調剤券の送付書、受領書」として「給付券の送付書、受領書」を使用することには、「給付券」のとしていることから、そもそも施術券（給付券）に限っているため、対応不可ではないか。（東大阪市）	反映する	・ 要件の考え方・理由に追記した内容は、自治体の様々な運用に対応できるようにするために、「生活保護法給付券受領書」の出力タイミングについて補足するための記載である。 ・ 要件が矛盾しないものであることを明確にするため、要件の考え方・理由を以下とする。 (要件の考え方・理由) 自治体の運用等に応じて、施術券だけでなく、医療券や調剤券等の出力のタイミングで生活保護法給付券受領書を出力することも可能とする。 なお、自治体の運用に応じて、生活保護法給付券受領書で受領確認を行う運用も可能と想定している。

2.7. 本検討会の議論事項（2/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0211522	債権登録	■ 機能要件の内容 支弁額について、決定済み扶助費における支弁額の対象期間を選択することで、自動で計算が行えること。 ■ 要件の考え方・理由 支弁額の内訳は扶助科目ごとに算出できることを想定している	(意見発出者：ベンダー) 「要件の考え方・理由」の内容を「新機能要件」に追記いただき、適合基準日を変更いただきたい。適合基準日が過去の要件に変更があり、システム改修が必要となった場合、要件を満たさないと判断される可能性があるため。適合基準日が過去の要件を変更する場合は、適合基準日を未来の日付に変更いただきたい。	今回の改版に限らず、今後の改版にも共通する問題として整理した方がよいと考えます。「要件の考え方・理由」の変更であっても、実際に改修が必要であれば、適合基準日も併せて設定する必要があります。また、誤記修正や説明の明確化とは分けて、全体バージョン管理や経過措置との関係を踏まえ、既に標準準拠システムを導入している自治体が、改定内容にいつまでに対応するのかを明確にする必要があると考えます。(新宿区)	反映する	要件の考え方・理由に記載している内容について、改めて機能要件として整理し、「支弁額の内訳を扶助科目ごとに算出できること」という機能を標準オプション機能として追加する。(適合基準日については、令和12年4月1日を想定)
			(意見発出者：自治体) 扶助額のうち一部を自動計算、一部を手動計算（手入力）可能とすること。自動計算結果で確定（編集ロック）するのではなく、自動計算結果を編集可能とすること。すなわち、システム外で管理する医療扶助や介護扶助などについて、自動計算結果では0となっても、直接手で修正出来ることを意図したもの。医療扶助・介護扶助で現物給付した分の扶助費についてシステム外で計算する場合があるため。		反映する	意見を踏まえて、「扶助額の一部について自動計算を行えること。また、扶助額の一部について手入力ができること。」という機能を標準オプション機能として追加する。(適合基準日については、令和12年4月1日を想定)

2.7. 本検討会の議論事項（3/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213052	債権登録	生活保護法63条に基づく債権の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・適用期間 ・当初納入期限 ・最低生活費認定額 ・最低生活費超過認定額 ・扶助額 ・返還対象収入額 ・必要経費 ・必要経費 項目名称 ・債権番号 ・外国籍申請区分 ・返還対象期間 ・返還停止日 ・返還再開日 ・返還金督促状・返還金催告書発行有無 ・発生年度 ・欠損理由 ・返還金送付先区分（現住所、生保側通知先、入力住所、相続人、法定代理人、代理人） ・納付方法（納付書・代理納入・口座振替・窓口） ・時効予定日 ・資力発生年月日 ・時効更新日 ・時効更新事由（納付、債務承認 等）	（意見発出者：自治体） ・ 分割納付を認める場合がある。 その場合、 ①分割前の元債権の消込機能 ②分割後の納期限で各債権を別個に調定する機能 ③別個に調定した債権の附番を枝番号にする機能 が必要となる。 （「現在の標準仕様書の記載内容で出来ない」と判断したのではなく、実務上必要な機能であることから、遺漏ないよう機能要件に明記するほうが望ましいとの意図である。）	・ 分割した債権も想定されている機能と考えていたが、違うのであれば意見のような対応が必要と考える。（東大阪市） ・ この意見は、個々に採否を決めるのではなく、債権発生から納付・充当・消込・完納までの流れとして整理する必要があると考えます。特に、元債権と納付計画の関係、分割後の債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝番号・納付書番号の持ち方を明確にする必要があります。また、法第77条の2又は第78条の徴収金について、法第78条の2による充当と納付書による納付が重複しないよう、納付書の発行停止や消込の扱いも併せて整理が必要です。実装形態としては、収納・消込まで生活保護システム内で行う場合と、統合収納管理等で行う場合の双方が考えられます。特定のシステム構成を前提とせず、実装形態にかかわらず同等の処理ができる要件とするのがよいと考えます。（新宿区）	反映する	・ 分割納付は現行の標準仕様書においても実現可能と想定しているが、機能要件上において明確化することが有用と考えたため、要件の追加を行う。

2.7. 本検討会の議論事項（4/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213053	債権登録	生活保護法77条に基づく債権の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・適応期間 ・当初納入期限 ・最低生活費超過認定額 ・収入額 ・必要経費 ・債権番号 ・外国籍申請区分 ・不正受給期間 ・資力発生年月日 ・徴収停止日 ・徴収再開日 ・徴収金督促状・徴収金催告書発行有無 ・発生年度	（意見発出者：自治体） ・事実上の分納を認める場合がある。 その場合、①分納後の納期限で納付書を発行する機能が必要となる。 （「現在の標準仕様書の記載内容で出来ないと判断した」のではなく、実務上必要な機能であることから、遺漏ないよう機能要件に明記するほうが望ましいとの意図である。）	・分割した債権も想定されている機能と考えていたが、違うのであれば意見のような対応が必要と考える。（東大阪市） ・この意見は、個々に採否を決めるのではなく、債権発生から納付・充当・消込・完納までの流れとして整理する必要があると考えます。特に、元債権と納付計画の関係、分割後の債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝番号・納付書番号の持ち方を明確にする必要があります。また、法第77条の2又は第78条の徴収金について、法第78条の2による充当と納付書による納付が重複しないよう、納付書の発行停止や消込の扱いも併せて整理が必要です。実装形態としては、収納・消込まで生活保護システム内で行う場合と、統合収納管理等で行う場合の双方が考えられます。特定のシステム構成を前提とせず、実装形態にかかわらず同等の処理ができる要件とするのがよいと考えます。（新宿区）	反映する	・分割納付は現行の標準仕様書においても実現可能と想定しているが、機能要件上において明確化することが有用と考えたため、要件の追加を行う。

2.7. 本検討会の議論事項（5/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213045	債権登録	生活保護法77条-2に基づく債権の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・費用徴収対象額（支弁額） ・費用徴収控除額 ・ 費用徴収加算額 ・費用徴収決定額 ・契機 ・備考 ・起案区分 ・起案趣旨 ・起案日 ・添付資料名称 ・分納申請有無 ・分納理由 ・納付済額 ・欠損済額 ・最終納付日 ・最終欠損日	（意見発出者：自治体） ・事実上の分納を認める場合がある。その場合、 ①分納後の納期限で納付書を発行する機能 ②法第78条の2に基づく充当を認める場合、納付書の発行停止を選択できる機能 ③分納後の納期限ごとに枝番号管理できる機能 が必要となる。 （「現在の標準仕様書の記載内容で出来ないと判断した」のではなく、実務上必要な機能であることから、遺漏ないよう機能要件に明記するほうが望ましいとの意図である。）	・分割した債権も想定されている機能と考えていたが、違うのであれば意見のような対応が必要と考える。（東大阪市） ・この意見は、個々に採否を決めるのではなく、債権発生から納付・充当・消込・完納までの流れとして整理する必要があると考えます。特に、元債権と納付計画の関係、分割後の債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝番号・納付書番号の持ち方を明確にする必要があります。また、法第77条の2又は第78条の徴収金について、法第78条の2による充当と納付書による納付が重複しないよう、納付書の発行停止や消込の扱いも併せて整理が必要です。実装形態としては、収納・消込まで生活保護システム内で行う場合と、統合収納管理等で行う場合の双方が考えられます。特定のシステム構成を前提とせず、実装形態にかかわらず同等の処理ができる要件とするのがよいと考えます。（新宿区）	反映する	・分割納付は現行の標準仕様書においても実現可能と想定しているが、機能要件上において明確化することが有用と考えたため、要件の追加を行う。

2.7. 本検討会の議論事項（6/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213054	債権登録	生活保護法77条-2に基づく債権の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・決定理由 ・決定日 ・適応期間 ・当初納入期限 ・最低生活費超過認定額 ・収入額 ・必要経費 ・債権番号 ・移行元債権番号（63条から77条の2への変換時） ・移行額（63条から77条の2への変換時） ・移行日（63条から77条の2への変換時） ・外国籍申請区分 ・不正受給期間 ・資力発生年月日 ・徴収停止日 ・徴収再開日 ・返還金督促状・返還金催告書発行有無 ・費用区分（市区町村費・都道府県費）	（意見発出者：自治体） ・事実上の分納を認める場合がある。その場合、 ①分納後の納期限で納付書を発行する機能 ②法第78条の2に基づく充当を認める場合、納付書の発行停止を選択できる機能 ③分納後の納期限ごとに枝番号管理できる機能が必要となる。 （「現在の標準仕様書の記載内容で出来ない」と判断したのではなく、実務上必要な機能であることから、遺漏ないよう機能要件に明記するほうが望ましいとの意図である。）	・分割した債権も想定されている機能と考えていたが、違うのであれば意見のような対応が必要と考える。（東大阪市） ・この意見は、個々に採否を決めるのではなく、債権発生から納付・充当・消込・完納までの流れとして整理する必要があると考えます。特に、元債権と納付計画の関係、分割後の債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝番号・納付書番号の持ち方を明確にする必要があります。また、法第77条の2又は第78条の徴収金について、法第78条の2による充当と納付書による納付が重複しないよう、納付書の発行停止や消込の扱いも併せて整理が必要です。実装形態としては、収納・消込まで生活保護システム内で行う場合と、統合収納管理等で行う場合の双方が考えられます。特定のシステム構成を前提とせず、実装形態にかかわらず同等の処理ができる要件とするのがよいと考えます。（新宿区）	反映する	・分割納付は現行の標準仕様書においても実現可能と想定しているが、機能要件上において明確化することが有用と考えたため、要件の追加を行う。

2.7. 本検討会の議論事項（7/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213055	納入通知書の作成	■ 機能要件の内容 納入済通知書（納付書）を出力出来ること。 【管理項目】 ・発行自治体名称 ・徴収金・返還金種類 ・徴収金・返還金決定年月 ・加入者名 ・口座番号 ・納付額 ・収納機関番号 ・納付番号 ・確認番号 ・納付区分 ・徴収金・返還金対象年月 ・指定納付期限年月日 ・世帯番号 ・決定通知書番号 ・通知書番号 ・債権番号 ・地区担当員 ・OCR ・督促手数料 ・延滞金 ・合計金額 ・氏名 ・GS1-128バーコード ・収納代行会社名	（意見発出者：ベンダー） ・ 管理項目の記載を削除いただきたい。 帳票詳細要件に記載があるのであれば、こちらへの記載は不要である。 またこちらへ記載するのであれば、他の帳票へも同様の記載が必要である	・ システムで管理する項目、納付書に印字する項目及び収納処理に使用する項目を分けて整理する必要があると考えます。 ・ 収納方法は自治体によって異なり、金融機関窓口のほか、コンビニ収納、スマートフォン決済、eL-QR等があります。また、eL-QRのみではコンビニ納付はできないため、両方に対応する場合は、コンビニ収納用バーコードも必要になります。 ・ そのため、会計科目、会計年度等の管理項目や、納付番号、収納機関番号、コンビニ収納用バーコード、eL番号、eL-QR等の収納関係項目について、一律に必須又は不要とするのではなく、基本的に管理すべき項目と、採用する収納方法に応じて必要となる項目に分けて整理するのがよいと考えます。 ・ 税務の収納管理では、機能要件、帳票要件、印字項目・諸元表及び帳票レイアウトが分けて整理されているため、生活保護についても同様の整理が分かりやすいと思います。（新宿区）	反映する	・ 帳票詳細要件に記載があれば、管理項目としては不要というベンダーの意見を採用し、管理項目について記載を削除する。
			（意見発出者：自治体） ・ 自治体内での会計科目、会計主管（課ごとに管理番号を6桁付番）、会計年度等の管理項目の追加をお願いしたい。会計システムにて、納入通知書の納付情報等より自動会計を行う必要があるため。 ・ 自動会計については、生活保護システムから自治体の財務会計システムに納付情報をデータ連携して、財務会計システム上の納付情報に自動で消込される運用を意図している。 ・ 会計主管とは、課を特定するための6桁の番号を意図している。課の名称等ではない。		反映しない	・ 過去の意見照会等を含めて複数の自治体から同様の意見が無いため、意見に記載された「自動会計」という運用について、独自運用として扱う。また、追加要望の管理項目について、独自要望として扱い、本意見は反映しない想定。 ・ また、ベンダーの意見を踏まえて、本機能要件から管理項目を削除する。

2.7. 本検討会の議論事項（8/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213058	納入通知書 の作成	■ 機能要件の内容 納入済通知書（納付書）を出力出来ること。 【管理項目】 ・取りまとめ金融機関郵便番号 ・取りまとめ金融機関名称 ・備考1～備考9 ・編集1～編集9 ・eL番号 ・宛先郵便番号 ・宛先住所 ・方書 ・敬称 ・郵便カスタマーバーコード ・発行年月日 ・電子公印 ・郵便還付先郵便番号 ・郵便還付先住所 ・郵便還付先自治体名称 ・自治体郵便番号 ・自治体住所 ・自治体電話番号 ・二次元コード ・予算科目 ■ 要件の考え方・理由 ・管理項目は、納付書上に定義するものであり、一部他の機能要件上で定義されているものを含む。 ・以下の管理項目は、帳票レイアウトおよび詳細要件上において標準オプションのシステム印字項目となっているが、生活保護システム上においては管理を必須とするものとして想定している。 ・eL番号 ・郵便還付先住所 ・郵便還付先自治体名称 ・二次元コード	（意見発出者：ベンダー） ・ 印字しないものを管理する必要はないので削除していただきたい。印字をしないのであれば管理も不要になるため。	- システムで管理する項目、納付書に印字する項目及び収納処理に使用する項目を分けて整理する必要があると考えます。 - 収納方法は自治体によって異なり、金融機関窓口のほか、コンビニ収納、スマートフォン決済、eL-QR等があります。また、eL-QRのみではコンビニ納付はできないため、両方に対応する場合は、コンビニ収納用バーコードも必要になります。 - そのため、会計科目、会計年度等の管理項目や、納付番号、収納機関番号、コンビニ収納用バーコード、eL番号、eL-QR等の収納関係項目について、一律に必須又は不要とするのではなく、基本的に管理すべき項目と、採用する収納方法に応じて必要となる項目に分けて整理するのがよいと考えます。 - 税務の収納管理では、機能要件、帳票要件、印字項目・諸元表及び帳票レイアウトが分けて整理されているため、生活保護についても同様の整理が分かりやすいと思います。（新宿区） - どの項目を指している意見かによると思います。生活保護業務上二次利用できるデータなのであれば印字しなくても管理するメリットがあるものもあると考えます。メリットのないものなら確かに不要かもしれません。（東大阪市）	反映する	- 管理項目としては不要というベンダーの意見を採用し、管理項目について記載を削除する。 - 管理項目の削除に伴い、本機能要件の追加も実施しない。
			（意見発出者：ベンダー） ・ 「要件の考え方・理由」の2つめの中点を削除していただき、帳票レイアウト、帳票要件において、記載の4つの項目について必須項目として定義していただきたい。 機能要件と帳票要件に矛盾が発生するため。		反映しない	- 管理項目としては不要というベンダーの意見を採用し、管理項目について記載を削除する。 - 管理項目の削除に伴い、本機能要件の追加も実施しない。

2.7. 本検討会の議論事項（9/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213056	納入通知関 連書類の作 成	以下の帳票を作成できること。 ・63条返還金納入通知書（納付書） ・77条徴収金納入通知書（納付書） ・77条の2徴収金納入通知書（納付書） ・78条徴収金納入通知書（納付書） 【管理項目】 ・発行自治体名称 ・徴収金・返還金種類 ・徴収金・返還金決定年月 ・加入者名 ・口座番号 ・納付額 ・収納機関番号 ・納付番号 ・確認番号 ・納付区分 ・徴収金・返還金対象年月 ・指定納付期限年月日 ・世帯番号 ・決定通知書番号 ・通知書番号 ・債権番号 ・地区担当員 ・OCR ・督促手数料 ・延滞金 ・合計金額 ・氏名	(意見発出者：自治体) ・ 法第77条の2について事実上の分納を認める 場合がある。その場合、①分納後の納期限で納 付書を発行する機能、②法第78条の2に基づく 充当を認める場合、納付書の発行停止を選択 できる機能、③分納後の納期限ごとに枝番号 管理できる機能が必要となる。 (「現在の標準仕様書の記載内容で出来ないと 判断した」のではなく、実務上必要な機能であ ることから、遺漏ないよう機能要件に明記するほ うが望ましいとの意図である。)	・ 分割した債権も想定されている機能と考えて いたが、違うのであれば意見のような対応が 必要と考える。(東大阪市) ・ どの項目を指している意見かによると思います。 生活保護業務上二次利用できるデータなの であれば印字しなくても管理するメリットがあ るものもあると考えます。メリットのないものなら 確かに不要かもしれません。(東大阪市) ・ この意見は、個々に採否を決めるのではなく、 債権発生から納付・充当・消込・完納までの 流れとして整理する必要があると考えます。 特に、元債権と納付計画の関係、分割後の 債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝 番号・納付書番号の持ち方を明確にする必要 があります。また、法第77条の2又は第78 条の徴収金について、法第78条の2による 充当と納付書による納付が重複しないよう、 納付書の発行停止や消込の扱いも併せて 整理が必要です。実装形態としては、収納・ 消込まで生活保護システム内で行う場合と、 統合収納管理等で行う場合の双方が考え られます。特定のシステム構成を前提とせず、 実装形態にかかわらず同等の処理ができる 要件とするのがよいと考えます。(新宿区)	反映する	・ 分割納付は現行の標準仕様書にお いても実現可能と想定しているが、機 能要件上において明確化することが 有用と考えたため、要件の追加を行う。
			(意見発出者：自治体) ・ 自治体内での会計科目、会計主管、会計年 度等の管理項目の追加をお願いしたい。会計シ ステムにて、納入通知書の納付情報等より自動 会計を行う必要があるため。 自動会計については、生活保護システムから自 治体の財務会計システムに納付情報をデータ連 携して、財務会計システム上の納付情報に自動 で消込される運用を意図している。会計主管と は、課を特定するための6桁の番号を意図してい る。課の名称等ではない。		反映しない	・ 過去の意見照会等を含めて複数の 自治体から同様の意見が無いため、 意見に記載された「自動会計」という 運用について、独自運用として扱う。 また、追加要望の管理項目について、 独自要望として扱い、本意見は反映 しない想定。 (ベンダーの意見を踏まえて、本機能 要件から管理項目を削除する。)
			(意見発出者：ベンダー) ・ 管理項目の記載を削除いただきたい。帳票詳 細要件に記載があるのであれば、こちらへの記載 は不要である。またこちらへ記載するのであれば、 他の帳票へも同様の記載が必要である。		反映する	・ 帳票詳細要件に記載があれば、管 理項目としては不要というベンダーの 意見を採用し、管理項目について記 載を削除する。

2.7. 本検討会の議論事項（10/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213057	納入通知関 連書類の作 成	■機能要件の内容 以下の帳票を作成できること。 ・63条返還金納入通知書（納付書） ・77条徴収金納入通知書（納付書） ・77条の2徴収金納入通知書（納付書） ・78条徴収金納入通知書（納付書） 【管理項目】 ・GS1-128バーコード ・収納代行会社名 ・取りまとめ金融機関郵便番号 ・取りまとめ金融機関名称 ・備考1～備考9 ・編集1～編集9 ・eL番号 ・宛先郵便番号 ・宛先住所 ・方書 ・敬称 ・郵便カスタマーバーコード ・発行年月日 ・電子公印 ・郵便還付先郵便番号 ・郵便還付先住所 ・郵便還付先自治体名称 ・自治体郵便番号 ・自治体住所 ・自治体電話番号 ・二次元コード ・予算科目 ■要件の考え方・理由 ・管理項目は、納付書上に定義するものであり、一部他の機能 要件上で定義されているものを含む。 ・以下の管理項目は、帳票レイアウトおよび詳細要件上におい て標準オプションのシステム印字項目となっているが、生活保護 システム上においては管理を必須とするものとして想定している。 ・eL番号 ・郵便還付先住所 ・郵便還付先自治体名称 ・二次元コード	（意見発出者：ベンダー） ・ 「要件の考え方・理由」の2つめの中点を 削除していただき、帳票レイアウト、帳票要 件において、記載の4つの項目について必 須項目として定義していただきたい。機能要 件と帳票要件に矛盾が発生するため。	・ 分割した債権も想定されている機能と考えて いたが、違うのであれば意見のような対応が 必要と考える。（東大阪市） ・ この意見は、個々に採否を決めるのではなく、 債権発生から納付・充当・消込・完納までの 流れとして整理する必要があると考えます。 特に、元債権と納付計画の関係、分割後の 債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝 番号・納付書番号の持ち方を明確にする必 要があります。また、法第77条の2又は第78 条の徴収金について、法第78条の2による 充当と納付書による納付が重複しないよう、 納付書の発行停止や消込の扱いも併せて 整理が必要です。実装形態としては、収納・ 消込まで生活保護システム内で行う場合と、 統合収納管理等で行う場合の双方が考え られます。特定のシステム構成を前提とせず、 実装形態にかかわらず同等の処理ができる 要件とするのがよいと考えます。（新宿区）	反映 しない	・ 管理項目としては不要というベンダー の意見を採用し、管理項目について 記載を削除する。 ・ 管理項目の削除に伴い、本機能要 件の追加も実施しない。
			（意見発出者：自治体） ・ 法第77条の2について事実上の分納を認 める場合がある。その場合、①分納後の納 期限で納付書を発行する機能、②法第 78条の2に基づく充当を認める場合、納付 書の発行停止を選択できる機能、③分納 後の納期限ごとに枝番号管理できる機能 が必要となる。 （「現在の標準仕様書の記載内容で出来 ないと判断した」のではなく、実務上必要な 機能であることから、遺漏ないよう機能要件 に明記するほうが望ましいとの意図であ る。）		反映する	・ 分割納付は現行の標準仕様書にお いても実現可能と想定しているが、機 能要件上において明確化することが 有用と考えたため、要件の追加を行う。
			（意見発出者：ベンダー） ・ 印字しないものを管理する必要はないので 削除していただきたい。印字をしないのであ れば管理も不要になるため。		反映する	・ 管理項目としては不要というベンダー の意見を採用し、管理項目について 記載を削除する。 ・ 管理項目の削除に伴い、本機能要 件の追加も実施しない。

2.7. 本検討会の議論事項（11/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213059	納入通知関連書類の作成	■ 機能要件の内容 以下の帳票を作成できること。 ・納入通知書（納付書） 【管理項目】 ・発行自治体名称 ・徴収金・返還金種類 ・徴収金・返還金決定年月 ・加入者名 ・口座番号 ・納付額 ・収納機関番号 ・納付番号 ・確認番号 ・納付区分 ・徴収金・返還金対象年月 ・指定納付期限年月日 ・世帯番号 ・決定通知書番号 ・通知書番号 ・債権番号 ・地区担当員 ・OCR ・督促手数料 ・延滞金 ・合計金額 ・氏名	(意見発出者：自治体) ・自治体内での会計科目、会計主管、会計年度等の管理項目の追加をお願いしたい。会計システムにて、納入通知書の納付情報等より自動会計を行う必要があるため。自動会計については、生活保護システムから自治体の財務会計システムに納付情報をデータ連携して、財務会計システム上の納付情報に自動で消込される運用を意図している。会計主管とは、課を特定するための6桁の番号を意図している。課の名称等ではない。	この意見は、個々に採否を決めるのではなく、債権発生から納付・充当・消込・完納までの流れとして整理する必要があると考えます。特に、元債権と納付計画の関係、分割後の債権を別に調定するかどうか、債権番号・枝番号・納付書番号の持ち方を明確にする必要があります。また、法第77条の2又は第78条の徴収金について、法第78条の2による充当と納付書による納付が重複しないよう、納付書の発行停止や消込の扱いも併せて整理が必要です。実装形態としては、収納・消込まで生活保護システム内で行う場合と、統合収納管理等で行う場合の双方が考えられます。特定のシステム構成を前提とせず、実装形態にかかわらず同等の処理ができる要件とするのがよいと考えます。（新宿区）	反映しない	過去の意見照会等を含めて複数の自治体から同様の意見が無いため、意見に記載された「自動会計」という運用について、独自運用として扱う。また、追加要望の管理項目について、独自要望として扱い、本意見は反映しない想定。 (ベンダーの意見を踏まえて、本機能要件から管理項目を削除する。)
			(意見発出者：ベンダー) ・管理項目の記載を削除いただきたい。帳票詳細要件に記載があるのであれば、こちらへの記載は不要である。またこちらへ記載するのであれば、他の帳票へも同様の記載が必要である。			帳票詳細要件に記載があれば、管理項目としては不要というベンダーの意見を採用し、管理項目について記載を削除する。

2.7. 本検討会の議論事項（12/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213060	納入通知関 連書類の作 成	■機能要件の内容 以下の帳票を作成できること。 ・納入通知書（納付書） 【管理項目】 ・GS1-128バーコード ・収納代行会社名 ・取りまとめ金融機関郵便番号 ・取りまとめ金融機関名称 ・備考1～備考9 ・編集1～編集9 ・eL番号 ・宛先郵便番号 ・宛先住所 ・方書 ・敬称 ・郵便カスタマーバーコード ・発行年月日 ・電子公印 ・郵便還付先郵便番号 ・郵便還付先住所 ・郵便還付先自治体名称 ・自治体郵便番号 ・自治体住所 ・自治体電話番号 ・二次元コード ・予算科目 ■要件の考え方・理由 ・管理項目は、納付書上に定義するものであり、一部他の機能 要件上で定義されているものを含む。 ・以下の管理項目は、帳票レイアウトおよび詳細要件上におい て標準オプションのシステム印字項目となっているが、生活保護 システム上においては管理を必須とするものとして想定している。 ・eL番号 ・郵便還付先住所 ・郵便還付先自治体名称 ・二次元コード	（意見発出者：ベンダー） ・ 「要件の考え方・理由」の2つめの中点を 削除していただき、帳票レイアウト、帳票要 件において、記載の4つの項目について必 須項目として定義していただきたい。機能要 件と帳票要件に矛盾が発生するため。	・ どの項目を指している意見かによります。生 活保護業務上二次利用できるデータなの であれば印字しなくても管理するメリットがあ るものもあると考えます。メリットのないものなら 確かに不要かもしれません。（東大阪市） ・ システムで管理する項目、納付書に印字す る項目及び収納処理に使用する項目を分 けて整理する必要があると考えます。収納方 法は自治体によって異なり、金融機関窓口 のほか、コンビニ収納、スマートフォン決済、 eL-QR等があります。また、eL-QRのみでは コンビニ納付はできないため、両方に対応す る場合は、コンビニ収納用バーコードも必要 になります。そのため、会計科目、会計年度 等の管理項目や、納付番号、収納機関番 号、コンビニ収納用バーコード、eL番号、eL- QR等の収納関係項目について、一律に必 須又は不要とするのではなく、基本的に管理 すべき項目と、採用する収納方法に応じて 必要となる項目に分けて整理するのがよいと 考えます。税務の収納管理では、機能要件、 帳票要件、印字項目・諸元表及び帳票レイ アウトが分けて整理されているため、生活保 護についても同様の整理が分かりやすいと思 います。（新宿区）	反映 しない	・ 管理項目としては不要というベンダー の意見を採用し、管理項目について 記載を削除する。 ・ 管理項目の削除に伴い、本機能要 件の追加も実施しない。
			（意見発出者：ベンダー） ・ 印字しないものを管理する必要はないので 削除していただきたい。印字をしないのであ れば管理も不要になるため。		反映 する	・ 管理項目としては不要というベンダー の意見を採用し、管理項目について 記載を削除する。 ・ 管理項目の削除に伴い、本機能要 件の追加も実施しない。

2.7. 本検討会の議論事項（13/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213051	保健指導情 報の取込	受け取った保健指導情報から、対象者のデータを抽出できること。	- 実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にしていきたい。 - レセプト管理システム側で対応予定のため、生活保護システムでのデータ抽出は行わない想定のため。	- 生活保護業務を効果的・効率的に行う点において、生活保護システム内に活用できる情報が多いことはメリットとして考える。レセプト管理システムでは、被保護者の担当ケースワーカーの情報が付加されていない点や、被保護者データを毎日取り込む仕様ではない（2カ月前の診療月のレセと被保護者、券データを突合している）ため最新の保護歴でない点など、必要十分とは言えない。レセプト管理システムにおける健康管理全般において言えることだが、対象者を抽出した場合、担当者の検索や最新の保護歴との突合を改めてしないといけないのであれば運用として足りないと言えない。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（14/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213044	健康管理システム連携	■ 機能要件 健康管理システム等 にから健康診査情報を照会できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を E U C 機能等により確認できること ■ 要件の考え方・理由 ・連携項目は、機能別連携仕様（生活保護）に定めるとおりとする。 ・ネットワーク上でシステム間が連携する方法、システムから出力されたファイルを手作業で連携する方法のいずれの運用を行うことも想定している。 ・出力されたファイル連携においては、標準準拠システム以外との連携を行う運用も想定している。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。	実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	- 当該データの用途により管理するシステムが違のかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（15/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0211918	健康管理システム連携	■ 機能要件 健康管理システム等から、健診情報の突合のための宛名番号を取り込みできること。 ■ 要件の考え方・理由 ・2.0版において、オンライン資格確認に関する機能として、健診情報を健康管理システムから受け取るための機能を追加。 ・ネットワーク上でシステム間が連携する方法、システムから出力されたファイルを手作業で連携する方法のいずれの運用を行うことも想定している。 ・出力されたファイル連携においては、標準準拠システム以外との連携を行う運用も想定している。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。	実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にいただきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	- 当該データの用途により管理するシステムが違のかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択することが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（16/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0211919	健康管理システム連携	■ 機能要件 健康管理システム等から、健診情報の突合のための基本4情報を取り込みできること。 【管理項目】 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ■ 要件の考え方・理由 ・2.0版において、オンライン資格確認に関する機能として、健診情報を健康管理システムから受け取るための機能を追加。 ・ネットワーク上でシステム間が連携する方法、システムから出力されたファイルを手作業で連携する方法のいずれの運用を行うことも想定している。 ・出力されたファイル連携においては、標準準拠システム以外との連携を行う運用も想定している。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。	・実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にいただきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	・当該データの用途により管理するシステムが違ふのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） ・保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	・健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 ・なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択することが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（17/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213041	他システムからのデータ取り込み	■ 機能要件 健康管理システムから、保健指導情報の突合のための宛名番号を取り込みできること。 ■ 要件の考え方・理由 ・保健指導情報を健康管理システムから受け取るための機能 ・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 現時点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け社援発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。	・実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。 ・健康管理システムから連携される対象データのインターフェイス仕様書を定義していただきたい。	・当該データの用途により管理するシステムが違うのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） ・保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	・健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 ・なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。 ・要件の考え方・理由に以下を追記する。 （追記内容） インターフェイスの仕様等については、通知として「被保護者の健康診査・保健指導情報に関するNDBへの収載について（社援発0420第11号令和8年4月20日）」に示しているとおりとすること。

2.7. 本検討会の議論事項（18/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0213042	他システムからのデータ取り込み	■ 機能要件 健康管理システムから、保健指導情報の突合のための基本4情報を取り込みできること。 【管理項目】 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ■ 要件の考え方・理由 ・保健指導時の4情報を健康管理システムから受け取るための機能 ・当機能要件は、保健指導情報の管理に関する機能要件である。 ・参照すべき通知は今後改正の上、通知発出を想定している。 現時点で参照できる通知は、令和6年3月27日付け社援発 0327 第 25 号における「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」となる。	・実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にしていきたい。原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。 ・健康管理システムから連携される対象データのインターフェイス仕様書を定義していきたい。	・当該データの用途により管理するシステムが違うのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用することを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） ・保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	・健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 ・なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。 ・要件の考え方・理由に以下を追記する。 （追記内容） インターフェイスの仕様等については、通知として「被保護者の健康診査・保健指導情報に関するNDBへの収載について（社援発0420第11号令和8年4月20日）」に示しているとおりとすること。

2.7. 本検討会の議論事項（19/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0212015	システム連携 規則	■ 機能要件 被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構所管）に対して健康増進法に基づく健診情報として登録できること。 詳細は「医療扶助のオンライン資格確認の導入に関する福祉事務所向け技術解説書」および、（仮）「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」を参照のこと ■ 要件の考え方・理由 ・インターフェイスファイルとは、随時登録用データとNDB連携用データを指している。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。	実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にいただきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	- 当該データの用途により管理するシステムが違ふのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（20/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0212016	システム連携 規則	■ 機能要件 被保護者の健診情報を特定健診等データ収集システム（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構所管）に対して、健診情報を登録・修正・削除するためのインターフェイスファイルを作成できること。 ■ 要件の考え方・理由 ・2.0版において、オンライン資格確認に関する機能を追加。 ・インターフェイスファイルを作成する機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実情に応じて、インターフェイスファイルの作成にあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。	実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にいただきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	- 当該データの用途により管理するシステムが違ふのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（21/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0211572	システム連携 規則	■ 機能要件 被保護者の健診情報について、他福祉事務所が登録した健診情報の引継ぎ結果ファイルの管理ができること。 ■ 要件の考え方・理由 ・2.0版において、オンライン資格確認に関する機能を追加。 ・福祉事務所間の引継ぎにおいて、インターフェースファイルを取り込むための機能は、生活保護システムおよびレセプト管理システムにおいて実装区分を必須とする。自治体は運用の実情に応じて、インターフェースファイルの取り込みにあたり、生活保護システムもしくはレセプト管理システムを用いるかを選択できるものとする。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。	実装区分を「○：標準オプション機能」に修正していただきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	- 当該データの用途により管理するシステムが違ふのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現することが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択することが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（22/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0211597	マスタ・データ 管理機能	■ 機能要件 被保護者の健診情報について、登録・修正・削除・照会できること。 ■ 要件の考え方・理由 ・2.0版において、オンライン資格確認に関する機能を追加。 ・当該機能要件は、生活保護システムおよびレセプト管理システムの両方に定義されており、いずれのシステムで実現することも可能であるが、原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。	実装区分を「○：標準オプション機能」に修正にしていきたい。 原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。との記載であれば生活保護システムの対応は必須でないと考えるため。	- 当該データの用途により管理するシステムが違ふのかなと考えます。国のサーバにデータ連携することのみを想定し、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との記載になっているのかと考えますが、効率的・効果的な生活保護業務を実施する上で、活用できる情報が集約されていないのはデータの二次利用の観点から歓迎できない。仮に健康管理の指導対象とするなど、指導を目的としたデータ活用をすることを想定すれば、生活保護システムでの管理が必須と考えます。（東大阪市） - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映しない	- 健診情報・保健指導情報の管理には、「原則としてレセプト管理システムで実現できることが望ましい。」との原則論は示しつつ、最終的には自治体の運用に応じた選択ができるような規定としている。現状の規定を踏まえ、生活保護システムでの管理を選択した自治体もあると想定されるため、実装区分の変更は行わない。 - なお、標準仕様書の本編p10の対象要件の記載部分において、以下の内容を追記する。 （追記内容） 生活保護システムとレセプト管理システム双方において同一の機能要件が実装必須として定義されている場合は、双方のシステムで実装された上で職員がいずれのシステムを用いて業務を行うかを選択できることが望ましい。 ただし、調達時や改修時において、あらかじめ自治体と事業者の調整の上、いずれのシステムで業務を行うかを決定した場合は、当該システムのみの実装することとしても差し支えはない。

2.7. 本検討会の議論事項（23/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「21_29条調査依頼書（銀行本店一括）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「印」	（意見発出者：自治体） ・ 福祉事務所の押印が必要な箇所を削除してほしい。押印に伴う事務負担軽減のため。	・ 内閣府において見直しが検討されている部分であり、該当帳票については印は不要と思われる。（横浜市） ・ 対外帳票のため、システムから印字する電子公印は必要であると考えますが、不要でも大丈夫なのか知りたいです。（東大阪市）	反映しない	・ 本帳票において発行者を示す印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していない認識のため、意見への対応は不要とする。

2.7. 本検討会の議論事項（24/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「25_29条調査依頼書（生命保険一括）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「印」	（意見発出者：自治体） ・ 福祉事務所の押印が必要な箇所を削除してほしい。押印に伴う事務負担軽減のため。	・ 内閣府において見直しが検討されている部分であり、該当帳票については印は不要と思われる。（横浜市） ・ 対外帳票のため、システムから印字する電子公印は必要であると考えますが、不要でも大丈夫なのか知りたいです。（東大阪市）	反映しない	・ 本帳票において発行者を示す印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していない認識のため、意見への対応は不要とする。

2.7. 本検討会の議論事項（25/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「34_戸籍謄本等発行依頼書（住民票の写し・住民票の除票の写し）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） ・ 請求の種別欄の記載項目（個人／世帯全員、請求通数、世帯主・続柄の記載あり／なし、戸籍の表示の記載あり／なし、国籍・地域の記載あり／なし、特別永住者・中长期滞在者等の区分あり／なし、その他の記載事項、住民票の除票）を選択または入力できるようにしてほしい。 ・ 記載の有無を何ら選択しない場合、原則単身かつ省略された証明書が交付されることから、扶養調査等に支障があるため	・ 生活保護業務担当課よりも戸籍担当課にとって業務が効率化できるのではないのでしょうか。（東大阪市）	反映しない	・ 総務省の定めた様式において、請求の種別を選択できるようになっている。意見には対応済みという認識のため、標準仕様書への反映は行わない。
帳票詳細要件	・ 機能追加	（意見発出者：自治体） ・ 第2.1版のように他機関宛の依頼文書を出力できるようにしてほしい。また、郵送するための宛名を記載してほしい。 ・ 戸籍謄本等は郵送で請求する場合があるが、現行の依頼書では郵送に対応していない。 （意見発出者：自治体） ・ 戸籍調査の、調査先の自治体への送付書が出ないので、標準で送付書が作成できるように改めて欲しい。 ・ 送付先自治体名の住所を確認する作業、別途送付書を作成する必要があるため、事務に支障が出ている。	・ 宛先機能とどちらかがあってもよいとは考える。（東大阪市）	一部反映する	・ 本帳票単独で郵送に対応できるように宛先（宛先郵便番号、宛先住所、宛先市区町村名、敬称、郵便カスタマーバーコード等）の追加を検討する。 ・ また、文書番号の追加を検討する。（発行者については、請求者情報があるため不要という認識） ・ なお、本帳票は、総務省において定めている様式のため、宛先の追加について総務省確認の上、実施する想定。
	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） ・ 宛先（宛先郵便番号、宛先住所、宛先市区町村名、敬称、郵便カスタマーバーコード）を追加してほしい。 ・ 2.2版の同帳票から宛先の要件が削除されたことにより、窓空き封筒を利用して同帳票単体で公用請求することができなくなったため。	・ マスタメンテナンスは必要になるものの、事務の効率化や誤発送防止には効果的かなと考えます。（東大阪市）		
	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） ・ 文書番号及び発行者（発行市区町村名、発行役職名、発行者氏名、電子公印）を追加してほしい。 ・ 2.2版の同帳票から文書番号及び発行者の要件が削除されたことにより、公文書の要件を満たさず、同帳票単体で公用請求することができなくなったため。	・ 対外帳票であり、文書番号など一意の番号での発行管理は効果的だと考えます。（東大阪市）		

2.7. 本検討会の議論事項（26/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「34_戸籍謄本等発行依頼書（戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
	意見の該当 箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	機能追加	（意見発出者：自治体） - 第2.1版のように他機関宛の依頼文書を出力できるようにしてほしい。また、郵送するための宛名を記載してほしい。 - 戸籍謄本等は郵送で請求する場合があるが、現行の依頼書では郵送に対応していないため。	宛先機能とどちらかがあってもよいとは考える。 （東大阪市）	一部 反映する	- 本帳票単独で郵送に対応できるように宛先（宛先郵便番号、宛先住所、宛先市区町村名、敬称、郵便カスタマーバーコード等）の追加を検討する。 - また、文書番号の追加を検討する。 （発行者については、請求者情報があるため不要という認識） - なお、本帳票は、総務省において定めている様式のため、宛先の追加について総務省確認の上、実施する想定。
帳票詳細要件	項目追加	（意見発出者：自治体） - 宛先（宛先郵便番号、宛先住所、宛先市区町村名、敬称、郵便カスタマーバーコード）を追加してほしい。 2.2版の同帳票から宛先の要件が削除されたことにより、窓空き封筒を利用して同帳票単体で公用請求することができなくなったため。			
	項目追加	（意見発出者：自治体） - 文書番号及び発行者（発行市区町村名、発行役職名、発行者氏名、電子公印）を追加してほしい。 2.2版の同帳票から文書番号及び発行者の要件が削除されたことにより、公文書の要件を満たさず、同帳票単体で公用請求することができなくなったため。	対外帳票であり、文書番号など一意の番号での発行管理は効果的だと考えます。（東大阪市）	反映しない	総務省の定めた様式において、請求の種別を選択できるようになっている。意見には対応済みという認識のため、標準仕様書への反映は行わない。
	項目追加	（意見発出者：自治体） - 請求の種別欄の記載項目（全部証明／一部証明、請求通数、戸籍の表示の記載あり／なし、現在／改製原戸籍の附票、その他の記載事項、除票）を選択または入力できるようにしてほしい。 - 記載の有無を何ら選択しない場合、原則現在の一部証明かつ省略された証明書が交付されることから、扶養調査等に支障があるため。			

2.7. 本検討会の議論事項（27/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「34_戸籍謄本等発行依頼書（戸籍・原戸籍・除籍）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論するべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「印」	（意見発出者：自治体） ・ 福祉事務所の押印が必要な箇所を削除してほしい。押印に伴う事務負担軽減のため。	・ 内閣府において見直しを検討されている部分であり、該当帳票については印は不要と思われる。（横浜市） ・ 対外帳票のため、システムから印字する電子公印は必要であると考えますが、不要でも大丈夫なのか知りたいです。（東大阪市）	反映しない	・ 本帳票において発行者を示す印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していない認識のため、意見への対応は不要とする。
	・ 機能追加	（意見発出者：自治体） ・ 第2.1版のように他機関宛の依頼文書を出力できるようにしてほしい。また、郵送するための宛名を記載してほしい。 ・ 戸籍謄本等は郵送で請求する場合があるが、現行の依頼書では郵送に対応していないため。	・ 宛先機能とどちらかがあってもよいとは考える。（東大阪市）	一部反映する	・ 本帳票単独で郵送に対応できるように宛先（宛先郵便番号、宛先住所、宛先市区町村名、敬称、郵便カスタマーバーコード 等）の追加を検討する。 ・ また、文書番号の追加を検討する。（発行者については、請求者情報があるため不要という認識） ・ なお、本帳票は、法務省において定めている様式のため、宛先の追加について法務省確認の上、実施する想定。
帳票詳細要件	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） ・ 宛先（宛先郵便番号、宛先住所、宛先市区町村名、敬称、郵便カスタマーバーコード）を追加してほしい。 ・ 2.2版の同帳票から宛先の要件が削除されたことにより、窓空き封筒を利用して同帳票単体で公用請求することができなくなったため。			
	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） ・ 請求の種別欄の請求する証明書、必要な事項、請求通数を選択または入力できるようにしてほしい。 ・ 請求する証明書等を何ら指定しない場合、請求先の市区町村から問合せがある場合があり、円滑な公用請求や扶養調査等に支障があるため。		反映しない	・ 法務省の定めた様式において、請求の種別を選択できるようになっている。意見には対応済みという認識のため、標準仕様書への反映は行わない。

2.7. 本検討会の議論事項（28/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「19_検診料請求書」における意見内容(1/2)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕 様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・「ケース番号」 ・「世帯員番号」	（意見発出者：自治体） - ケース番号、世帯員番号の実装要件を「必須」として欲しい。 - 請求書到着後のシステム入力等に際し、これらの情報を使用して検索するのが一番速く、正確であり、業務効率上支障が出ているため、本件については「必須」を希望する。	・ システムから印刷した帳票を返送、提出いただき、システム内で回収登録など含めて管理する場合、生活保護の固有の個人を特定する番号である、ケース番号、世帯員番号は全帳票において、必須とすることを今一度ご検討いただきたいと思います。（東大阪市） ・ ケース番号・世帯員番号は、返送後の対象者確認や検索に使用する項目として、必須化を検討してよいと思います。（新宿区）	反映する	・ 生活保護システムの他帳票等においても、「ケース番号・世帯員番号」が被保護者を特定する情報として活用されていることから、当該帳票において実装必須項目に修正。
	・「医療機関の所在地及び名称」欄 ・「院（所）長氏名」欄	（意見発出者：自治体） - いわゆる「印」の文字を追加して欲しい（社印・代表者印を押印するためのもの）。また、医療機関所在地及び名称欄に、電話番号欄を追加して欲しい。 - 検診料請求書の会計支出上、社印等の押印がないと会計処理ができず、業務効率上支障が出ているため。 - 電話番号欄の追加については、請求書に不備があった際に連絡先の記載がなく、都度調べなければならない状況であり、業務に支障が出ているため。		※確認事項あり WTで確認の上反映有無を決定	・ 会計支出上において、社印等の押印がないと会計処理が出来ないのは、意見発出自治体の独自運用であると想定している。また、帳票レイアウト上において「印」はなくとも、事業者からの押印を妨げるものではなく、システムで対応することの必要性は少ないと考えているため、「印」の文字追加の意見について標準仕様書へは反映しない。（自治体確認事項） 検診料請求書の会計支出上、社印等の押印が必要であることは、自治体独自運用としてよいのか、確認したい。 ・ 電話番号については、意見を踏まえてオプション項目として追加する。（なお、印字有無は選択できるものとする）
	・「医療機関の所在地及び医療機関の名称」欄	（意見発出者：自治体） - 印字しないか印字有無を選択できる仕様としていただきたい。 - 請求書は医療機関から提出されるべきものであるためあらかじめ印刷されていると請求書として成立しない可能性があるため。		反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、印字編集条件に「印字有無を選択可能とする」の記載を追加する。

2.7. 本検討会の議論事項（29/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「19_検診料請求書」における意見内容(2/2)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「診断書等作成日」	（意見発出者：自治体） ・ 診断書等作成日を記載することになっていますが、本来、請求時効の観点からは、文書を本人に手渡した（直接担当課へ送付したなら送付した）日の翌日が請求の時効の起点となると考えられます。このことから、作成日ではなく、交付日に修正したほうがいいのではないかとおもうのですが、いかがでしょうか。		反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、「診断書等作成日」の項目を「診断書等交付日」に修正。
帳票詳細要件	・ No9「医療機関の所在地」 ・ No10「医療機関の名称」 ・ No11「銀行名」 ・ No12「支店名」 ・ No13「口座番号」 ・ No14「金融機関コード」 ・ No15「口座名義フリガナ」 ・ No16「口座名義」	（意見発出者：自治体） ・ 請求先の医療機関に関する項目は、印字有無を選択可能としてほしい。 ・ 医療機関によっては受診先が検診料の請求元にならない場合や、振込先口座を事業別に指定している場合があり、同じ医療機関でも請求元情報が常に同じではないことがあるため。	・ 11から16については、医療機関が記載する内容と考えられるため、システム印字は不要ではないか。9・10に関しては印刷した際、どこの医療機関宛てに印刷した帳票なのかが文書番号を調べないと白紙の帳票を見ただけでは不明になる（誤封入の可能性もある）ので、本来は必須にすべきところと考えます。（東大阪市）	反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、No9～No16の印字編集条件に「印字有無を選択可能とする」を追加。
	・ 「請求額」欄	（意見発出者：自治体） ・ 請求額の欄であるが、点数のみ記載になっている。自由診療分もあるので円の記載ができるフォーマットが欲しい。 ・ 医療機関より、一般診断書は自由診療分なる円の記載がなくなり請求額の記載が難しくなった。	・ 文書料については、診療報酬上の点数ではなく、自由診療である「円」記載が正しいと考えます。文書料の横の標記は点ではなく、円に修正いただきたいです。（東大阪市）	反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、自由診療分の円の記載が可能な欄を追加する。

2.7. 本検討会の議論事項（30/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「94_生活保護法医療券・調剤券」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の 場で議論すべき意見と判断した理由・根 拠）	標準仕様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「印」	（意見発出者：自治体） ・ 福祉事務所の押印が必要な箇所を削除してほしい。押印に伴う事務負担軽減のため。	・ 内閣府において見直しを検討されている部分であり、該当帳票については印は不要と思われる。（横浜市） ・ 対外帳票のため、システムから印字する電子公印は必要であると考えますが、不要でも大丈夫なのか知りたいです。（東大阪市）	反映しない	・ 本帳票において発行者を示す印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していない認識のため、意見への対応は不要とする。

2.7. 本検討会の議論事項（31/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「97_医療券受領書」における意見内容(1/2)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討 会の場で議論するべき意見と判断し た理由・根拠)	標準仕様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 項目追加	(意見発出者：自治体) ・ ケース番号等の記載欄に「世帯員番号」を追加して欲しい。 ・ 医療券受領書到着後、備考欄に記載されている内容（次月以降医療券不要 等）をもとにシステム入力を行っているが、医療券については個々人で管理されているものであり、世帯員番号が入っていない事で、業務効率上支障が出ているため。	・ システムから印刷した帳票を返送、提出いただき、システム内で回収登録など含めて管理する場合、生活保護の固有の個人を特定する番号である、ケース番号、世帯員番号は全帳票において、必須とすることを今一度ご検討いただきたいです。（東大阪市） ・ ケース番号・世帯員番号は、返送後の対象者確認や検索に使用する項目として、必須化を検討してよいと思います。（新宿区）	反映しない	・ 医療扶助のオンライン資格確認の利用促進に伴い、紙の医療券・調剤券の発行対象を縮減する方向で運用見直しをすすめているため、紙の帳票の利便性向上を目的とした新たな機能要件は追加しない想定。

2.7. 本検討会の議論事項（32/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「97_医療券受領書」における意見内容(2/2)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） - 医療券受領書にオンライン資格確認対象者の判別できるサインを表示させるようにしていただきたい。表示できないことで医療機関・自治体の大きな事務負担となっているため対応を強く要望する。 - 標準化前は、医療券送付書・受領書にオンライン資格確認対象者の判別できるサインが表示されていたが、標準化後表示されなくなった。そのことで、医療機関からの対象者が医療券送付書に載っていない理由（オンライン資格確認の対象者なのか）について電話での問い合わせが多くなり事務負担が大きく増えた。※現在は、連名簿に表示されていない方はオンライン対象者として案内しているが、相手方も見比べないと判断できないので、人数が多い場合は確認が困難。	標準化において、このような便利機能とされるものがすべて排除されている仕様書になっていると考えます。システム導入して制御しているので効率化を求めるのは当たり前だと思います。今回の改定でこの項目だけ追加するのではなく、このような機能の対応方針について、まとめて議論できる場があればいいと考えています。加えて、オンライン資格確認については、医療部会で検討されたものを追記頂いていた経過がありますが、検討会ではほとんど協議がされていません。標準化と並行して進められている以上、システム仕様書として必要な機能を満たしているかなど、踏み込んだ協議や確認が必要だと考えます。（東大阪市）	反映しない （別機能で対応）	機能要件の機能ID:0210313に、「なお、紙の医療券・調剤券の発行が不要な被保護者については、当該被保護者にかかる以下の医療券・調剤券及び関連帳票を作成しないよう制御できること」という記載を追加する。また、上記の機能ID:0210313の機能に記載のある「訪問看護にかかる利用料請求書」については、上記の制御は不要なため、別の機能要件に分割を行う。

2.7. 本検討会の議論事項（33/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「106_調剤券送付書」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票詳細要件	• No12「返送依頼の文言」	(意見発出者：自治体) - 返送依頼の文言を削除してほしい。(医療券等も同様) - 福祉事務所側の受領書発行の負担と医療機関側の受領書返送および郵送代の負担を軽減するため。	• 実施要領上の運用では、受領書を送付し、受領印を本人に病院で押印いただいたものを病院が返送することになっている。現行の実施要領上は正しい帳票といえる。ただし、形骸化している実施機関が多いためこのような意見となっていると推測する。オンライン資格確認の実施に伴い、本当に受領書の運用を継続する必要があるのかという点から、検討しなければ変更できない案件と考える。ぜひ、厚労省にもご確認いただきたい。(東大阪市)	反映しない	• 医療扶助のオンライン資格確認の利用促進に伴い、紙の医療券・調剤券の発行対象を縮減する方向で運用見直しをすすめているため、紙の帳票の利便性向上を目的とした新たな機能要件は追加しない想定
		(意見発出者：自治体) - 該当箇所の文言は表示しないよう選択できるようにしてほしい。 - 当福祉事務所では受領書の返送を求めているが、薬局から返送が必要かとの問い合わせが絶えないため。		反映しない	• 医療扶助のオンライン資格確認の利用促進に伴い、紙の医療券・調剤券の発行対象を縮減する方向で運用見直しをすすめているため、紙の帳票の利便性向上を目的とした新たな機能要件は追加しない想定

2.7. 本検討会の議論事項（34/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「109_医療要否意見書（所要経費概算見積書）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	「ケース番号」 「世帯員番号」 「二次元コード・バーコード」	（意見発出者：自治体） - オプション項目から必須項目への変更してほしい。 - 給付要否意見書の受理登録や医療券の発券業務においてケース番号、世帯員番号及び二次元コード・バーコードは業務効率化の観点から必須である。オプション対応となっていることで、導入できない可能性があり、導入できなければ医療券発券業務において多大な時間と労力を要し、市民サービスに影響が出る可能性が高いため。	システムから印刷した帳票を返送、提出いただき、システム内で回収登録など含めて管理する場合、生活保護の固有の個人を特定する番号である、ケース番号、世帯員番号は全帳票において、必須とすることを今一度ご検討いただきたいです。バーコード印字に関しても、大量の帳票を回収登録するうえで、誤認定なく管理していくためには必須と考えます。システム内から出力した帳票であれば、より効率よく回収登録できるための対応をすることでシステム印字するメリットを発揮できると考えます。（東大阪市）	他の検討会での議論後に改めて精査	医療要否意見書の意義について医療扶助・健康管理支援等に関する検討会で精査を行っているため、現時点では反映を行わない。
帳票詳細要件	- No27「ケース番号」 - No28「世帯員番号」 - No32「二次元コード・バーコード」	（意見発出者：自治体） - ケース番号、世帯員番号、二次元コード・バーコードの実装要件を「必須」として欲しい。 - 要否意見書到着後のシステム入力等に際し、ケース番号等を使用して検索するのが一番速く、正確である。またバーコードについては、要否意見書の情報を一括でシステムに取り込むことができる。 - これらの機能が必須でないことで、業務効率上支障が出ているため、本件については「必須」を希望する。	- ケース番号・世帯員番号は、返送後の対象者確認や検索に使用する項目として、必須化を検討してよいと思います。一方、二次元コード・バーコードについては、何を格納し、読取り後にどこまで処理するのが、意見内容からは読み取れません。対象者の検索だけなのか、発行履歴を特定するのか、受理登録や医療券発行まで行うのかによって仕様が変わります。この点を明確にした上で、必須とする帳票や機能の範囲を決める必要があると考えます。（新宿区） - 複数自治体が本件について不便を感じているという点を考慮していただきたい。（横須賀市）	他の検討会での議論後に改めて精査	医療要否意見書の意義について医療扶助・健康管理支援等に関する検討会で精査を行っているため、現時点では反映を行わない。

2.7. 本検討会の議論事項（35/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「115_施術券（あん摩・マッサージ）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	「ケース番号」 「世帯員番号」 「二次元コード・バーコード」	(意見発出者：自治体) - ケース番号、世帯員番号、二次元コード・バーコードの実装要件を「必須」として欲しい。 - 請求明細書到着後のシステム入力等に際し、ケース番号等を使用して検索するのが一番速く、正確である。またバーコードについては、要否意見書の情報を一括でシステムに取り込むことができる。これらの機能が必須でないことで、業務効率上支障が出ているため、本件については「必須」を希望する。	- システムから印刷した帳票を返送、提出いただき、システム内で回収登録など含めて管理する場合、生活保護の固有の個人を特定する番号である、ケース番号、世帯員番号は全帳票において、必須とすることを今一度ご検討いただきたいです。バーコードについては、発行した帳票について請求が来ているか回収登録を必須とする場合は必要だと考えるが、支払するだけという考え方なのであれば重要性はないと考えています。(東大阪市) - ケース番号・世帯員番号は、返送後の対象者確認や検索に使用する項目として、必須化を検討してよいと思います。一方、二次元コード・バーコードについては、何を格納し、読取り後にどこまで処理するのかが、意見内容からは読み取れません。対象者の検索だけなのか、発行履歴を特定するのか、受理登録や医療券発行まで行うのかによって仕様が変わります。この点を明確にした上で、必須とする帳票や機能の範囲を決める必要があると考えます。(新宿区)	※確認事項あり WTで確認の上 反映有無を決定	ご意見を踏まえ、被保護者の特定に資するよう、「ケース番号」、「世帯員番号」を実装必須に変更する。 (オブザーバーベンダー確認事項) 「二次元コード・バーコード」については、反映の要否を検討するにあたり、これを帳票に追加する場合、改修にあたっての費用がかかるかどうかをオブザーバーベンダ各社に確認させていただきたい。

2.7. 本検討会の議論事項（36/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「115_施術券（あん摩・マッサージ）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	項目追加	(意見発出者：自治体) - いわゆる「印」の文字を追加して欲しい（社印・代表者印を押印するためのもの）。また、指定施術者住所氏名欄に、電話番号欄を追加して欲しい。 - 請求明細書の会計支出上、社印等の押印がないと会計処理ができず、業務効率上支障が出ているため。電話番号欄の追加については、請求書に不備があった際に連絡先の記載がなく、都度調べなければならない状況であり、業務に支障が出ているため。	柔道整復には電話番号欄があるので、電話番号欄を設けていただきたいのは同じ意見です。が、この件については、厚生労働省で様式の変更をご検討いただきたいです。システム印字する必要性は薄いかもしれません。（東大阪市）	※確認事項あり WTで確認の上 反映有無を決定	- 会計支出上において、社印等の押印がないと会計処理が出来ないのは、意見発出自治体の独自運用であると想定している。また、帳票レイアウト上において「印」はなくとも、事業者からの押印を妨げるものではなく、システムで対応することの必要性は少ないと考えているため、「印」の文字追加の意見について標準仕様書へは反映しない。 (自治体確認事項) 請求明細書の会計支出上、社印等の押印が必要であることは、自治体独自運用としてよいか、確認したい。 - 電話番号については、意見を踏まえてオプション項目として追加する。（なお、印字有無は選択できるものとする）

2.7. 本検討会の議論事項（37/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「116_施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の 場で議論すべき意見と判断した理由・根 拠）	標準仕様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	「ケース番号」 「世帯員番号」 「二次元コード・バーコード」	（意見発出者：自治体） - ケース番号、世帯員番号、二次元コード・バーコードの実装要件を「必須」として欲しい。 - 請求明細書到着後のシステム入力等に際し、ケース番号等を使用して検索するのが一番速く、正確である。またバーコードについては、要否意見書の情報を一括でシステムに取り込むことができる。これらの機能が必須でないことで、業務効率上支障が出ているため、本件については「必須」を希望する。	- システムから印刷した帳票を返送、提出いただき、システム内で回収登録など含めて管理する場合、生活保護の固有の個人を特定する番号である、ケース番号、世帯員番号は全帳票において、必須とすることを今一度ご検討いただきたいと思います。バーコードについては、発行した帳票について請求が来ているか回収登録を必須とする場合は必要だと考えるが、支払するだけという考え方なのであれば重要性はないと考えています。（東大阪市） - ケース番号・世帯員番号は、返送後の対象者確認や検索に使用する項目として、必須化を検討してよいと思います。一方、二次元コード・バーコードについては、何を格納し、読取り後にどこまで処理するのかが、意見内容からは読み取れません。対象者の検索だけなのか、発行履歴を特定するのか、受理登録や医療券発行まで行うのかによって仕様が変わります。この点を明確にした上で、必須とする帳票や機能の範囲を決める必要があると考えます。（新宿区）	※確認事項あり WTで確認の上 反映有無を決定	ご意見を踏まえ、被保護者の特定に資するよう、「ケース番号」、「世帯員番号」を実装必須に変更する。 （オブザーバーベンダー確認事項） 「二次元コード・バーコード」については、反映の要否を検討するにあたり、これを帳票に追加する場合、改修にあたっての費用がかかるかどうかをオブザーバーベンダ各社に確認させていただきたい。

2.7. 本検討会の議論事項（38/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「116_施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討 会の場で議論すべき意見と判断した 理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 項目追加	（意見発出者：自治体） ・ いわゆる「印」の文字を追加して欲しい（社印・代表者印を押印するためのもの）。 ・ 請求明細書の会計支出上、社印等の押印がないと会計処理ができず、業務効率上支障が出ているため。		※確認事項あり WTで確認の上反映有無を決定	・ 会計支出上において、社印等の押印がないと会計処理が出来ないのは、意見発出自治体の独自運用であると想定しているため、「印」の文字追加の意見について標準仕様書へは反映しない。 （自治体確認事項） 請求明細書の会計支出上、社印等の押印が必要であることは、自治体独自運用としてよいか、確認したい。

2.7. 本検討会の議論事項（39/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「128_ジェネリック通知書」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討 会の場で議論すべき意見と判断し た理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	機能削除	（意見発出者：ベンダー） - 本帳票の出力はレセプト管理システムでの対応としていただきたい。 - ジェネリック情報をレセプト管理システムにて管理しているのであれば、わざわざ生活保護システムにデータを取り込んで出力せずとも、レセプト管理システムにて出力する方が効率的だと考えるため、削除いただきたい。 - また、機能・帳票要件に実装区分が必須で同帳票を出力できることという要件があるので、そちらについても見直しいただきたい。	生活保護業務における、被保護者への通知には担当CWの印字が必須と考えていますが、レセプト管理システムでは担当者の管理項目がありません。また、レセプト管理システムには2ヵ月まへのレセプトと突合するための被保護者データを連携しているため、最新の被保護者情報が保持されていない以上、転居等があれば誤発送の原因となります。この項目にかぎりませんが、情報が古く必要な情報に不足があるレセプト管理システムだけであることは生活保護業務において極めて少ないと強く考えています。（東大阪市）	※確認事項あり WTで確認の上反映有無を決定	- 従来、生活保護システムで出力する帳票として整理してきた経緯に加え、他のシステムベンダー、自治体等から同様の意見は頂いていない。 - 一方で、本意見は一のベンダーからの意見であるため、反映の要否を検討するにあたり、他のオブザーバーベンダの意見も踏まえて更新要否を判断する想定。 （オブザーバーベンダー確認事項） - ジェネリック通知書をレセプト管理システムでの出力とすることの要否・可否について、オブザーバーベンダー各社に確認させていただきたい。

2.7. 本検討会の議論事項（40/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「13_面接記録票」における意見内容(1/4)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について 検討会の場で議論すべき意見 と判断した理由・根拠)	標準仕 様への 反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	「要保護者」欄	(意見発出者：自治体) 「世帯主」と表記した方が適切ではないか。 - 要保護者となれば、世帯員の誰でも良くなるが、ここはやはり世帯主が表記されるべきだと思います。	一理ある。事務局の考え方を聞きたいと考えます。(東大阪市)	反映しない	要保護者と世帯主が異なるケースがあると想定されるため、当該項目は修正しない想定。
	「世帯構成」欄の「国籍」及び「在留資格」	(意見発出者：自治体) - 多くの場合、日本人または日本国籍なので専用欄は不要だと思う。 - むしろ夫と妻等で携帯電話を持つ場合、それぞれの欄がある方が重要。 - 項目に「電話」を追加し、「国籍」と「在留資格」は「備考」で対応するのが良い。			他自治体から同様の意見を受領していないため、項目の削除や追加は不要であると認識し、「国籍」、「在留資格」の項目は削除しない想定。 「電話」の項目は「備考」欄に記入する運用を想定しているため、追加しない想定。
	「世帯構成」欄の「他法」	(意見発出者：自治体) 他法について、印刷したときに「有」だけでは、何の役にも立ちません。入力された全てが印字されるか、それとも全てを印字するのがレイアウト上無理ならば、削除してください。			他自治体から同様の意見を受領していないため、項目の削除は不要であると認識し、「他法」の項目は削除しない想定。 入力された他法の全ての内容を印字することは、レイアウト上難しく、他自治体から同様の意見を受領していないため、標準仕様書に反映しない想定。
	「保護歴1」「保護歴2」「保護歴3」	(意見発出者：自治体) - 面接段階では、保護歴を記載する欄は1行だけで十分。 - そもそも、過去の保護歴は申請とは関係なし。強いて言えば、過去の廃止理由があった方が有益。			他自治体から同様の意見を受領していないため、項目の削除等は不要であると認識し、「保護歴」の項目は削除せず、行数の削除は実施しない想定。
	「相談経路／内容／理由等」欄	(意見発出者：自治体) 項目名が「～等」となっているが、レイアウト上に「等」の部分を入力するシステム印字項目がないため、「等」の記載を削除するべき。			自治体からの意見を踏まえ、「相談経路／内容／理由等」の記載を「相談経路／内容／理由」に修正。

2.7. 本検討会の議論事項（41/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「13_面接記録票」における意見内容(2/4)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	「保護歴の有無」	(意見発出者：自治体) ・ 当項目は不要である。 ・ 「保護歴」欄に入力があれば、それは有ということだから、わざわざ1行設ける必要はない。	・ 帳票としてはそうだが、データとしてはフラグがあって良いかもしれない。(東大阪市)	反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、帳票上重複している項目となっていることから、「保護歴の有無」の項目を削除。
	「住居 住居種別／家賃／地代等」欄	(意見発出者：自治体) ・ 項目名が「～等」となっているが、レイアウト上に「等」の部分を入力するシステム印字項目がないため、「等」の記載を削除するべき。	・ 意見には対応せずに、そのままでもよいのではないか。(東大阪市)	反映しない	・ 他自治体から同様の意見を受領していないため、「等」の削除は不要として、標準仕様書の修正は行わない。
		(意見発出者：自治体) ・ 面接段階で「共益費」「平米数」は不要。むしろ別居单身（主は自宅で妻が施設等）のため「主」と「副」の2行の方が有益。 ・ 合計家賃額の表記では、個別の家賃が分からない。 ・ 「主住居種別」「主家賃」「副1住居種別」「副1家賃」「副2住居種別」「副2家賃」「地代」（家賃を住宅費として、地代と兼ねる手法もあり。）		反映しない	・ 他自治体から同様の意見を受領していないため、項目の削除は不要であると認識し、「共益費」、「平米数」の項目は削除しない想定。 ・ 「主住居種別」「主家賃」「副1住居種別」「副1家賃」「副2住居種別」「副2家賃」「地代」の内容については、「備考」欄に記入する運用を想定しているため、追加しない想定。
	「扶養義務者」欄	(意見発出者：自治体) ・ 面接段階で「氏名」等は不要。むしろ「どんな続柄の者が何人いるか」の方が重要のため、「誰の子が何人」「誰の兄が何人」「誰の姉が何人」等の項目を追加してほしい。 ・ 現行では「続柄」の入力インターフェースがないし、3行では不足。		反映しない	・ 他自治体から同様の意見を受領していないため、項目の削除等は不要であると認識し、「氏名」、「続柄」の項目は削除せず、「続柄」の項目の行数は増やさない想定。 ・ 「誰の子が何人」「誰の兄が何人」「誰の姉が何人」等の内容については、「備考」欄に記入する運用を想定しているため、追加しない想定。
	「資産」欄	(意見発出者：自治体) ・ 「預貯金」欄は不要。 ・ 実施要領では「現金、施設預け金、預貯金」を合わせて「手持金」としている。		反映しない	・ 他自治体から同様の意見を受領していないため、項目の削除は不要であると認識し、「預貯金」の項目は削除しない想定。

2.7. 本検討会の議論事項（42/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「13_面接記録票」における意見内容(3/4)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	「負債」欄	(意見発出者：自治体) ・ システムに入力可能な金額の桁数、システム内部で管理する金額のデータの桁数が足りないため、借入金と住宅ローンの桁数は増やしてほしい。法人のために個人的に借金した場合、10,000,000円以上の負債も珍しくない。	・ 意見には対応せずに、そのままでもよいのではないか。(東大阪市)	反映しない	・ 意見の内容については例外的な事例という認識。このような事例においては備考欄に入力する運用を想定しているため、意見について標準仕様書へは反映しない。
	「制度の説明」欄	(意見発出者：自治体) ・ 「説明は未実施だが、資料は配付した」場合が表示されない。 ・ 来庁者から「説明は不要」と言われたが、一応資料は配付した場合、何もなかったような表示しかされない。 ・ 「実施」のほかに「資料の配付」「資料未配布」の表示が必要。	・ 一理ある。事務局の考え方を聞きたいと考えます。(東大阪市)	反映しない	・ 説明を実施せずに資料だけを配布した場合、資料の配布状況と具体的な配布資料名は、本帳票の「交付書類」のシステム印字項目で管理可能と認識している。 ・ 「交付書類」の印字編集条件の「交付書類について該当するものを表記する」、「該当する交付書類は、システムから設定が行える。」という記載をしている。該当する配布資料が本システム印字項目で表記されるため、資料の配布有無を管理する項目は追加しない想定。
		(意見発出者：自治体) ・ 「申請権の教示」の実施・未実施が表示されない。 ・ 実際にはしおり等に記述されていることから不要と思われる。なお、入力させるなら、ここへの表示が必要。	・ 意見には対応せずに、そのままでもよいのではないか。(東大阪市)	反映しない	・ 意見にも記載のあるとおり、申請権に関する案内の内容は、保護のしおり等に記載されていることが多いという認識のため、「申請権の教示」の実施・未実施に関する、項目は追加しない想定。
	「交付書類」欄	(意見発出者：自治体) ・ 「確認書」「給与証明書」「求職活動状況報告書」は不要。 ・ すべて新規申請時に提出を求めるべきものではなく、特に「求職活動状況報告書」は申請後に必要な書類であって、新規申請時には不要と考える。		反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、改めて厚生労働省他においても制度運用を確認した結果、「確認書」「給与証明書」「求職活動状況報告書」の項目は新規申請時には不要であることを確認した。 ・ 交付書類に該当する帳票名称は、生活保護システムの基本データリスト上で管理しているため、基本データリストから「確認書」「給与証明書」「求職活動状況報告書」の項目を削除する。
	「急迫状態の判断」欄	(意見発出者：自治体) ・ もっとも重要な手持金（預貯金と現金と施設預け金とそれらの合計）の項目がない。		反映しない	・ 手持金については「備考」欄に記述することを想定しているため、項目の追加は不要であると判断、意見について標準仕様書へは反映しない。

2.7. 本検討会の議論事項（43/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「13_面接記録票」における意見内容(4/4)

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票詳細要件	・ 項目追加	(意見発出者：自治体) ・ 面接記録票に「保護のしおり」の配布の有無を追加してほしい。	・ 管理している項目なら印字する方が利点は多いと考える。(東大阪市)	反映しない	・ 資料の配布状況と具体的な配布資料名は、本帳票の「交付書類」のシステム印字項目で、「保護のしおり」の配布状況も管理可能と認識している。 ・ 「交付書類」の印字編集条件の「交付書類について該当するものを表記する」、「該当する交付書類は、システムから設定が行える。」という記載をしている。 該当する配布資料が本システム印字項目で表記されるため、「保護のしおり」の配布有無を管理する項目は追加しない想定。
	・ No47「続柄」	(意見発出者：自治体) ・ 具体的に「要保護者から見た続柄」と定義していただきたい。 ・ 当市システムにおいて住民基本台帳における世帯主から見た続柄となっており、意味をなしていないが、現行仕様書と矛盾しないため。		反映する	・ 自治体からの意見を踏まえ、「続柄」の項目を「要保護者から見た続柄」に修正。

2.7. 本検討会の議論事項（44/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「70_保護廃止（停止）通知書」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「印」	（意見発出者：自治体） ・ 福祉事務所の押印が必要な箇所を削除してほしい。押印に伴う事務負担軽減のため。	・ 対外帳票のため、システムから印字する電子公印は必要であると考えますが、不要でも大丈夫なのか知りたいです。（東大阪市）	反映しない	・ 本帳票において発行者を示す印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していない認識のため、意見への対応は不要とする。

2.7. 本検討会の議論事項（45/50）

- 事前整理を踏まえ、機能の実装区分の変更や帳票詳細要件に対する意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

帳票「171_返還金督促状」における意見内容

意見分類	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討 会の場で議論すべき意見と判断した 理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
	意見の該当箇所	意見内容・理由			内容
帳票レイアウト	・ 「印」	（意見発出者：自治体） ・ 福祉事務所の押印が必要な箇所を削除してほしい。押印に伴う事務負担軽減のため。	・ 対外帳票のため、システムから印字する電子公印は必要であると考えますが、不要でも大丈夫なのか知りたいです。（東大阪市）	反映しない	・ 本帳票において発行者を示す印は電子公印となっており、押印に伴う職員の事務負担は発生していない認識のため、意見への対応は不要とする。

2.7. 本検討会の議論事項（46/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0350220	特定健診情報管理機能	■ 機能要件の内容 特定健診に関する以下の情報を登録、修正、削除、照会できること。 ・結果解釈コード ・検査基準下限値 ・検査基準上限値 ■ 備考（改版説明） 【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	(意見発出者：ベンダー) ・【結果解釈コード】【検査基準下限値】【検査基準上限値】全てが実装必須機能と言うのは過剰な内容だと感じます。上記項目はそもそも変更してはいけない内容だと認識しています。 ・検査基準下限値 ・検査基準上限値 の2項目は画面で入力するためのガイド値(照会)の認識です。 ・【検査基準下限値、検査基準上限値】は、「健康管理システムから受け取ることが出来ない項目」であることは確かですが、健康診査情報ごとに異なる値ではないこと、システム内でマスタ等で初期定義して利用すればよく、登録修正の必要はないのではないのでしょうか。また健康診査情報は健康管理システムより連携されるデータが主であるため、レセプト管理システムで健康診査情報を更新することが稀だと認識しています。画面入力の際のガイド値としての使用頻度からも 必須機能としての必要性は感じません。【結果解釈コード】については、健康診査情報の値から判断されるものであって、それ単独での登録修正は意味がないものと解釈いたします。		反映する	・ 当該項目は管理項目とする必要性は低いため、システム内でマスタとして項目を管理する。そのため、当該要件は削除する。

2.7. 本検討会の議論事項（47/50）

■ 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 （反映要否や反映内容について検討会の場 で議論すべき意見と判断した理由・根拠）	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0350221	保健指導情報 からの特定データ抽出	■ 機能要件の内容 受け取った保健指導情報から、対象者のデータを抽出できること。 ■ 備考（改版説明） 【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	（意見発出者：ベンダー） - 具体的な機能要件が分からない。対象者が曖昧なので、間違いを無くすためにもしっかりと記載していただきたい。 - 保健指導情報から対象者となるので、NDB連携対象者だと想定するが、そもそも、レセプト管理システムには被保護者のデータのみが連携される認識（健康管理システムから連携される健診情報についても、生活保護システムから健康管理システムへ連携される生活保護受給情報(021o001)に登録されている方の健診情報のみが連携される認識ですので、保健指導情報についても同様と考えています。）で、被保護者のうち、40歳から74歳までの方などの被保護者の中でNDB報告対象者を抽出する機能を表しているのであれば認識はあっていると思いますので間違いの無いような記載に変更ください。	保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映する	- 要件の考え方・理由に以下を追記する。（追記内容） 当機能要件における対象者は、40歳から74歳までの被保護者のうち、NDB連携対象者を想定している。詳細は、「健康増進法に基づく健診情報等の登録に係る周知資料」を参照すること。 - また、「健康増進法に基づく健診情報等の登録に係る周知資料」に基づき、健診情報の対象者のデータ抽出機能についても明記することが要件を具体化するために必要と考えたため、以下の内容の要件を追加。 なお、生活保護システムにおいても同様の要件を追加する。 （追加する要件） 受け取った健診情報から、対象者のデータを抽出できること。
			（意見発出者：ベンダー） - 左記要件は「地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト（レセプト管理（生活保護））」【第4.0版】に掲載されている保健指導情報グループの項目を抽出することを差しているか。 「PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加」のみでは記述が端的過ぎるため要件が不明。	保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）		要件の考え方・理由に以下を追記する。（追記内容） 抽出するデータ項目は、基本データリスト【第4.0版】で定義している「保健指導情報」のグループに該当する項目を想定しているが、詳細は「2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」を参照すること。

2.7. 本検討会の議論事項（48/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0350221	保健指導情報からの特定データ抽出	■機能要件の内容 受け取った保健指導情報から、対象者のデータを抽出できること。 ■備考（改版説明） 【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を追加	(意見発出者：ベンダー) - 対象者のデータの具体的な項目がわからないため、判断ができません。データの具体的な項目を教えてください。 - 通知内容が不明なため。	保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。(新宿区)	反映する	要件の考え方・理由に以下を追記する。 (追記内容) 抽出するデータ項目は、基本データリスト【第4.0版】で定義している「保健指導情報」のグループに該当する項目を想定しているが、詳細は「2024年度以降に実施した特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料」を参照すること。
0350222	-	■機能要件の内容 健康管理システムから健康診査情報を照会できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を E U C 機能等により確認できること ■備考（改版説明） 【2.1版】 ・機能要件を修正（誤記のため） ・オンライン資格確認の運用において、健康管理システムとの連携は実装必須な機能であるため、実装区分を修正 【2.4版】 ・PMOツールでの意見に基づき、機能要件を修正	(意見発出者：ベンダー) - 新機能要件をそのまま解釈すると、レセプト管理システムから健康管理システムへデータ連携をするように見えるが新機能要件に書かれている内容の意味が解らない。 - レセプト管理システムでも健康診断情報を更新できることから、現在、レセプト管理システムから健康管理システムへの連携は考えていない。新たにインタフェースを追加するのであれば期日に間に合わない。	- 健康管理システムが何をさすのか不明瞭。共通基盤もなにを指すのか不明瞭であるし、庁内で他課が管理するシステムとの連携項目をさしているのであれば、自動連携なのか手動連携なのかによっても市としての意見が異なる。(東大阪市) - 保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。(新宿区)	反映する	機能要件の記載を以下に修正する。 ■機能要件の内容 レセプト管理システムから健康管理システムに対して健康診査情報を照会できること。 ※1 共通基盤等との連携を含む ※2 データの参照、取り込み（サブセット化）は問わず、本システムで利用できること ※3 連携頻度は日次・月次等とする ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を E U C 機能等により確認できること

2.7. 本検討会の議論事項（49/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の場で議論すべき意見と判断した理由・根拠)	標準仕様への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0350218	-	■ 機能要件の内容 健康管理システムから 、保健指導情報の突合のための宛名番号を取り込みできること。 ■ 備考（改版説明） 【2.3版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加 【2.4版】 ・令和8年3月30日付けで正誤表にて修正	(意見発出者：ベンダー) - 遅れているIFの公開は何時になるのでしょうか？ - 開発が大きく遅延しています。IF決定などが遅れていることなど各自自治体へ確実に周知ください。	保健指導情報・健診情報等について、生活保護システムで実装必須とする意見と、レセプト管理システムで対応し、生活保護システム側は標準オプションとする意見が出ています。個々の機能ごとに実装区分を決めるのではなく、各システムの役割、正とするデータ、連携項目、名寄せ・エラー時の処理及びIFを整理した上で、実装区分を決める必要があると考えます。（新宿区）	反映する	要件の考え方・理由に以下を追記する。 (追記内容) インターフェイスの仕様等については、通知として「被保護者の健康診査・保健指導情報に関するNDBへの収載について（社援発0420第11号令和8年4月20日）」に示している通りとすること。
			(意見発出者：ベンダー) - Input元となるシステムが明示されなければ機能並びにIF設計が行えません。暫定運用を想定されているならば、その要件をお示しください。 - 出力された宛名番号の正しさをどのように担保されるのかを明示してください。弊社想定は上位システムで管理されている宛名番号を連携する仕様となります。			- IFについては、通知として「被保護者の健康診査・保健指導情報に関するNDBへの収載について（社援発0420第11号令和8年4月20日）」を示しているため、参照いただくことを想定しています。 - 宛名番号について、要件の考え方・理由に以下を追加いたします。 (追記内容) 宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、保健指導情報の真正性確保のための突合に用いること。被保護者の基本5情報については、生活保護システム、もしくは住民記録システムから受け取った被保護者の基本5情報をレセプト管理システムに登録した際に、被保護者の基本5情報の修正が必要な場合は、生活保護システム、もしくは住民記録システム側で被保護者の基本5情報を修正した上で、再度レセプト管理システムに被保護者の基本5情報を連携し登録しなおす運用を想定している。レセプト管理システムにおいて宛名番号の発番を行わない場合は、生活保護システムから受け取った宛名番号を照会して、保健指導情報の突合を行う運用も想定している。

2.7. 本検討会の議論事項（50/50）

- 意見照会で寄せられた意見について、意見の反映要否や反映内容について、皆様と協議を行います。

機能ID	機能名称	意見		検討会構成員からの意見 (反映要否や反映内容について検討会の 場で議論すべき意見と判断した理由・根 拠)	標準仕様 への反映	事務局対応案
		対象機能	意見内容・理由			内容
0350219	-	■ 機能要件の内容 健康管理システムから、保健指導情報の 突合のための基本4情報を取り込みでき ること。 【管理項目】 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ■ 備考（改版説明） 【2.3版】 ・法制度改正に基づき、機能要件を追加 【2.4版】 ・令和8年3月30日付けで正誤表にて修 正	（意見発出者：ベンダー） - 遅れているIFの公開は何時に なるのでしょうか？ - 開発が大きく遅延しています。 IF決定などが遅れていることな ど各自治体へ確実に周知くだ さい。	保健指導情報・健診情報等について、 生活保護システムで実装必須とする意 見と、レセプト管理システムで対応し、生 活保護システム側は標準オプションとする 意見が出ています。個々の機能ごとに実 装区分を決めるのではなく、各システムの 役割、正とするデータ、連携項目、名寄 せ・エラー時の処理及びIFを整理した上 で、実装区分を決める必要があると考え ます。（新宿区）	反映する	要件の考え方・理由に以下を追記する。 （追記内容） インターフェースの仕様等については、通知として「被保護者の健康 診査・保健指導情報に関するNDBへの収載について（社援発 0420第11号令和8年4月20日）」に示している通りとすること。
			（意見発出者：ベンダー） - Input元となるシステムが明 示されなければ機能並びにIF 設計が行えません。暫定運用 を想定されているならば、その 要件をお示しください。 - 出力された保健指導時の4 情報の正しさをどのように担保 されるのかを明示してください。 弊社想定は上位システムで 管理されている保健指導時 の4情報を連携する仕様とな ります。	保健指導情報・健診情報等について、 生活保護システムで実装必須とする意 見と、レセプト管理システムで対応し、生 活保護システム側は標準オプションとする 意見が出ています。個々の機能ごとに実 装区分を決めるのではなく、各システムの 役割、正とするデータ、連携項目、名寄 せ・エラー時の処理及びIFを整理した上 で、実装区分を決める必要があると考え ます。（新宿区）	反映する	- 通知として「被保護者の健康診査・保健指導情報に関するNDB への収載について（社援発0420第11号令和8年4月20日）」 を示しているため、そちらを参照いただくことを想定しています。 - 基本4情報について、要件の考え方・理由に以下を追加いたしま す。 （追記内容） 宛名番号をキーとして基本4情報を用いた、保健指導情報の真 正性確保のための突合に用いること。被保護者の基本5情報につ いては、生活保護システム、住民記録システムから連携されてい ることが一般的である。生活保護システム、もしくは住民記録シス テムから受け取った被保護者の基本5情報をレセプト管理システ ムに登録した際に、被保護者の基本5情報の修正が必要な場合は、 生活保護システム、もしくは住民記録システム側で被保護者の基 本5情報を修正した上で、再度レセプト管理システムに被保護者 の基本5情報を連携し登録しなおす運用を想定している。

Build Beyond As One.®



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。